

令和5年第3回三笠市議会定例会

令和5年9月14日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 6番 島山 幸氏
 - 7番 澤田 益治氏
 - 3 会期の決定
令和5年9月14日 9日間
令和5年9月22日
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 5 議 事
 - 6 延会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第3号） |
| 日程第 5 | 報告第14号及び報告第15号について |
| 日程第 6 | 報告第16号 地域振興対策特別委員会報告について |
| 日程第 7 | 報告第17号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 議案第53号及び議案第54号について |
| 日程第 9 | 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第10 | 議案第56号から議案第59号までについて |
| 日程第11 | 議案第60号 三笠市教育委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第61号 三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について |
| 日程第13 | 認定第1号から認定第7号までについて |
| 日程第14 | 一般質問 |

日程第 1 5 議案第 5 3 号から議案第 5 9 号までについて（総合常任委員会付託）

日程第 1 6 認定第 1 号から認定第 7 号までについて（特別委員会付託）

○出席議員（10名）

議長	9番	武田 悌一氏	副議長	5番	折笠 弘忠氏
	1番	青木 康博氏		2番	池田 真志氏
	3番	須河 恵介氏		4番	浅尾 三吉氏
	6番	畠山 幸氏		7番	澤田 益治氏
	8番	谷内 純哉氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長兼 総務福祉部長兼 総務福祉部参事兼 危機管理室長事務取扱	右田 敏氏
総務課長	萬年 剛至氏	福祉事務所長	富宅 達也氏
保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長	成田 正文氏	企画財政部長	三好 智幸氏
企画調整課長	藤井 陽一氏	税務財政課長	坂 保徳氏
産業政策推進部長	中原 保氏	農林課長	豊口 哲也氏
商工観光課長兼 特産品開発推進係長事務取扱	下村 圭氏	産業開発課長	音羽 英明氏
建設部長	松本 裕樹氏	建設課長	力弓 晃継氏
教育長兼教育次長	小田 弘幸氏	教育委員会参事兼 誠性レストラン館長事務取扱	阿部 文靖氏
学校教育課長	花井 志夫氏	博物館長	加納 学氏
病院事務局長	高田 進氏	消防長	田川 善幸氏
生活安全センター長	野崎 哲也氏	消防課長	秋山 和則氏
監査委員	鈴木 信之氏	監査委員事務局長	後藤 議徹氏

○出席事務局職員

議会事務局長 柳谷 忍氏 議会係長 青山 初美氏

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

また、議場内は定期的に換気を行います。各自上着を脱ぐなど、気温上昇に伴う体調管理のほうをよろしく願いいたします。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和5年第3回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、6番島山議員及び7番澤田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

最後に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、7月7日、7月26日の2日間で空知地方総合開発期成会として、北海道内と中央に要望行動を行ったところでございます。空知管内24市町が4班に分かれ、私は、その中の第4班として北竜町、美唄市、赤平市、歌志内市、由仁町と行動してまいりました。

主な内容としましては、そこに記載のとおりでございますが、経済産業省からは、三笠市が進めている地下ガス化による水素製造は、国内の有効な資源を活用してクリーンな形で活用できる、まさにエネルギーの安定供給、日本のエネルギー自給率を高める意味においても、国益に資するものと思っている。ぜひとも、クリーンでかつ経済成長に資する水素製造の技術を確立していただければと考えていると発言をいただいたところであります。

これについて私からは、地下ガス化事業については、自分がこの事業に関わって15年目となり、ようやく昨年度NEDOから採択を受けて取り組んでいる事業であります。これが出来上がれば、空知、北海道だけではなく、全国の旧産炭地に光が当たる事業になると思っています。ぜひともモデル事業として考えていただいて、支援拡大いただける手法がないか検討をお願いしたいと申し上げてきたところであります。

また、7月19日、幾春別川総合開発促進期成会として、中央に要望行動を行ったところでございます。

私からは、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設を順調に進めていただいていることに対するお礼を申し上げるとともに、当市は地形的にも雨や雪が多い地域であり、ここ数年で記録的短時間大雨情報が発表されるなど、雨の降り方も変化してきており、治水・浸水対策の重要性をお伝えしてまいりました。また、当市の近況として、石炭地下ガス化事業の進捗や高校生レストランの取組により、高校生がまちに元気を与えてくれていることをお話いたしました。

国からは、集中豪雨が増えている状況の中、様々な取組を進めていただき感謝申し上げます。

る。また、三笠市の近況については、とてもすばらしい取組であり、地域が元気になることを何らかの形で御支援できればと考えているとお話を受けてきたところでございます。

次に、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり6月30日付で係長職1名が退職し、7月1日付で人事異動として各職の人事発令を行ったところでございます。また、大変残念なことに、8月5日付で係長職1名の死亡に伴う退職がございました。これに伴い、8月6日付で係長職1名の人事発令を行ったところでございます。さらに、8月31日付で医師職1名の退職があったところでございます。最後に、報告第3号の市工事についてでございますが、インター5号線道路側溝整備工事ほか13件について、そこに記載してありますとおり入札を行いまして、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑を受けます。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第3号）

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第3号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第3号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第14号及び報告第15号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第14号及び報告第15号についてを一括議題と

します。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第14号及び報告第15号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第16号 地域振興対策特別委員会報告について

◎議長(武田悌一氏) 日程の6 報告第16号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

谷内委員長、登壇願います。

(地域振興対策特別委員会委員長谷内純哉氏 登壇)

◎地域振興対策特別委員会委員長(谷内純哉氏) 地域振興対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和5年第2回定例会で設置されました「地域振興対策特別委員会」におきます経過と結果について御報告いたします。

当委員会に提示されました案件は、「市立三笠病院について」の1件であります。

この委員会は議長を除く全議員で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、調査の結果を御報告いたします。

令和5年8月28日に開催いたしました委員会では、調査案件、市立三笠総合病院について、「今後のあり方について」を提示のあった資料に基づき調査を行い、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、調査は終了いたしました。

以上をもちまして、当委員会に提示されました調査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長(武田悌一氏) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第16号地域振興対策特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第17号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第17号令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第17号令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の結果を報告申し上げるものであります。

その算定結果につきましては、健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字決算となったことから算出されず、一方、実質公債費比率は9.6%、将来負担比率は24.5%となったものであります。

資金不足比率についても、全ての公営企業会計で資金不足の発生がなかったため、算出されないものであります。

いずれの指標も、早期健全化基準、経営健全化基準には該当しない結果となっているものであります。

以上、報告といたします。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第17号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第17号令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みとします。

◎日程第8 議案第53号及び議案第54号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第53号及び議案第54号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第53号及び議案第54号について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第53号三笠市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。今回の改正は、土地開発公社を解散し、決算認定により全ての業務が完了することから関係条例を整理するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市情報公開条例について、情報公開の実施機関から土地開発公社を

削除するとともに、三笠市税条例について、特別土地保有税が非課税となる土地から土地開発公社の土地の項目を削除するものであります。

施行期日は、令和5年10月1日であります。

次に、議案第54号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、屋内外に設ける蓄電池設備及び固定燃料を用いた火気設備の離隔距離等を整備するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、蓄電池設備及び屋外に設ける場合の建築物からの離隔距離及び換気、点検、整備に支障のない距離の適正化を図る規定等を追加するものであります。

施行期日は、令和6年1月1日であります。

以上、議案第53号及び議案第54号について、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第53号及び議案第54号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第55号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第55号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

この協議は、後志広域連合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更が必要となることから、同組合を組織する市町村への協議があり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第55号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うこと

にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第56号から議案第59号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の10 議案第56号から議案第59号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第56号から議案第59号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第56号令和5年度三笠市一般会計補正予算(第3回)についてであります。今回の補正は、既定予算額114億8,938万5,000円に2億1,146万2,000円を追加し、予算の総額を117億84万7,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や市営住宅建替改善等事業のほか、国・道負担金等の精算還付など、総務費から教育費までの5款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や市営住宅建替改善等事業などに係る特定財源のほか、国・道支出金の前年度精算交付金を予算整理し、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、議案第57号令和5年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてありますが、今回の補正は、既定予算額1億8,845万6,000円に変更はなく、歳入について、令和4年度事業の確定に伴い繰越金が生じたため、令和5年度の一般会計繰入金から減額するものであります。

次に、議案第58号令和5年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてありますが、今回の補正は、既定予算額11億6,027万7,000円に2,510万2,000円を追加し、予算の総額を11億8,537万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。前年度超過交付となった道支出金の還付精算に伴う措置と歳入歳出における剰余金を基金積立金に予算計上するものであります。

一方、歳入については、前年度繰越金を予算計上するものであります。

最後に、議案第59号令和5年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第1回)についてありますが、今回の補正は、既定予算額14億7,493万8,000円に9,282万3,000円を追加し、予算の総額を15億6,776万1,000円とするものであります。

す。

まず、歳出であります。令和4年度の事業確定に伴い介護給付費国庫負担金等に精算還付金が生じたため、4,351万5,000円を予算計上するほか、歳入歳出における剰余金4,930万8,000円を基金積立金に予算計上するものであります。

一方、歳入については、事業確定に伴う一般会計の精算を行うほか、前年度繰越金を予算計上するものであります。

以上、議案第56号から議案第59号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第56号から議案第59号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第60号 三笠市教育委員会委員の任命について

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第60号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第60号三笠市教育委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員杉山文夫氏の令和5年10月7日付任期満了に伴い、その後任者として引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第60号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第61号 三笠市固定資産評価審査委員会
補欠委員の選任について

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第61号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第61号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員小林英夫氏から令和5年7月20日付で辞任の届出があったことから、地方税法第423条第4項の規定により、その後任者として三上瑞人氏を選任したため、同法第423条第5項の規定により、議会に事後の承認を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、補欠の委員に選任しましたので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第61号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任については、承認することに決定しました。

◎日程第13 認定第1号から認定第7号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 認定第1号から認定第7号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 認定第1号から認定第7号まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号令和4年度三笠市一般会計決算の認定についてであります。令和4年度予算編成に当たっては、国などの動きを注視しながら、どのような状況にも対応できる健全な財政構造を維持するため、将来を意識した財政運営を進める一方で、子育て支援、高齢者対策、地域の特性を生かした経済・産業活性化対策などに重点を置き、第9次総合計画の都市像である「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を目標に予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的などをしっかり認識し、早期に効果を上げるよう予算執行を行ったものであります。

決算の状況は、歳入決算額が141億8,692万8,951円、歳出決算額が139億8,461万1,678円であります。

差引き額は2億231万7,273円となり、そのうち令和4年度は、継続費通次繰越しの発生により1,019万円が、また、繰越明許費の発生により275万円が、これに必要な財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は1億8,937万7,273円となるものであります。

なお、令和4年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号令和4年度三笠市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和4年度予算は、後期高齢者医療制度に関わる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、運営主体が北海道後期高齢者医療広域連合であるため、歳入については後期高齢者医療保険料分等を計上し、歳出については広域連合納付金として保険料相当分等を計上し、納付したものであります。

決算の状況は、歳入決算額が1億7,970万3,125円、歳出決算額が1億7,771万9,342円であります。

差引き額は198万3,783円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額、一般会計繰入金精算金で精算するものであります。

次に、認定第3号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和4年度予算は、国民健康保険制度に関わる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、北海道広域化に伴う国保事業費納付金を執行したほか、収納率向上のための特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、被保険者の健康保持に対する意識の高揚を図るため、特定健康診査等の助成事業を実施したものであります。

決算の状況は、歳入決算額が11億2,258万8,639円、歳出決算額が10億9,748万6,041円であります。

差引き額2,510万2,598円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第4号令和4年度三笠市介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和4年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第8期介護保険事業計画における施策及び費用の推計を基本に予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、介護予防事業の充実を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めたところであります。

決算の状況は、歳入決算額が14億3,584万8,507円、歳出決算額が13億4,309万7,662円であります。

差引き額は9,275万845円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第5号令和4年度三笠市水道事業会計決算の認定についてであります。令和4年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、公営企業の独立採算制の原則に立ち、経費節減等の効率的な執行に努めるとともに、施設の計画的な整備を行ったところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については決算額が3億2,880万3,507円、支出については決算額が3億5,443万4,518円となり、当年度純損失は2,563万1,011円となったものであります。

次に、資本的収支であります。送水管の改良及び量水器取替え等について予定どおり執行したところであります。

収入については決算額が2億3,289万1,021円、支出については決算額が3億1,182万4,580円となり、差引き7,893万3,559円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填したものであります。

次に、認定第6号令和4年度三笠市下水道事業会計決算の認定についてであります。令和4年度予算は、市民が快適な生活を送ることを基本とし、公営企業の独立採算制の原則に立ち、下水道施設の維持管理経費の抑制や経費節減等の効率的な執行に努めるとともに、事業を計画的に実施したところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については決算額が5億4,913万6,361円、支出については決算額が5億651万114円となり、当年度純利益は4,262万6,247円となったものであります。

次に、資本的収支であります。収入については決算額が1億375万9,070円、支出については決算額が3億4,743万7,599円となり、差引き2億4,367万8,

529円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などをもって補填したものであります。

最後に、認定第7号令和4年度市立三笠総合病院事業会計決算の認定についてであります。令和4年度の病院事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として、昨年度に引き続き、発熱外来及び感染症病床を運営したほか、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を実施するなど、市民をはじめ地域住民が安心して生活できるよう取り組むとともに、整形外科常勤医の確保や訪問リハビリテーション事業を開始するなど、医療サービスの充実及び経営改善に向けた取組を実施したものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、資金不足額発生を回避するため、一般会計からの経営対策補助金3億200万円を受け、決算額が19億7,650万4,564円、支出については決算額が20億7,004万7,586円となり、当年度純損益は9,354万3,022円となったものであります。

次に、資本的収支であります。電子カルテの整備や非常用発電装置の整備などの事業を行った結果、収入については決算額が8,756万2,000円、支出については決算額が4億338万4,898円となり、差引き3億1,582万2,898円の不足額となったものであります。

この不足額は、過年度分損益勘定留保資金などをもって補填したものであります。

以上、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明申し上げ、別冊の各会計決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、認定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、認定第1号から認定第7号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 一般質問

◎議長（武田悌一氏） 日程の14、一般質問を行います。

一般質問については、折笠議員ほか4名からの通告がありますので、通告順により順次質問を許可します。

5番折笠議員、登壇願います。

（5番折笠弘忠氏 登壇）

◎5番（折笠弘忠氏） 令和5年第3回定例会におきまして、通告順に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

冒頭、お盆期間の8月13日からの3日間、本来の形での三笠北海盆おどりが開催されました。市民をはじめ、帰省された方や市外の方々、多くの皆様にお越しをいただき、三笠市本来のお盆のにぎわいを、コロナ前までとはいきませんでした。取り戻すことができたのではないのでしょうか。開催に当たり、実行委員会をはじめ、関係各位、会場運営に汗を流していただいた職員の皆さんに、この場を借りて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、来週にはワインフェスタ、そして紅葉まつりと三笠市内のイベントが開催される予定です。その際も多くの方々に御来場いただき、三笠を満喫していただきたいというふうに思っております。

それでは質問に移りますが、私からは大枠2点について御質問をさせていただきます。

まずは、猛暑による市内の影響について。

この夏は全国各地で記録的な猛暑日が続く、各地で暑さによる様々な被害が報道されております。北海道においても例外ではなく、札幌でも23年ぶりに2日連続で猛暑日を記録、当市においても8月には30度以上を超える真夏日を16日記録するなど、全国に比べ夏は比較的過ごしやすかった北海道ですが、ここ数年の様子を見ると、今後は毎年のように暑さの厳しい夏を迎えるのではなからうかと大変心配になるところでございます。そこで、市内の状況について何点かお聞きをさせていただきます。

まずは、市内、熱中症により搬送された患者数について。

2点目、各学校の暑さ対策について。

3つ目でございます。市内の農業、酪農、また、市内事業者への影響について、特に農作物の被害についてお聞きしたいと思います。

4点目、公共施設の暑さ対策という点から、各施設のエアコンの設置状況、それに伴い維持管理の状況、また、既に来年度に向け対策として検討しているということがあればお聞かせください。特に、市役所内の環境については、市民から市職員を心配される声が多く、次年度に向けて早急な検討が必要かと考えております。

最後に、8月24日から実施した市民センターの開放について、各センターの利用状況及び市民の声等があれば、お聞かせください。

次に、幼児保育の状況について。

保育所の利用状況についてお聞きをいたします。

第1子が保育所を利用しているケースで、第2子を出産し、その育休期間における規定については、保育の必要性の認定を国の規程を踏まえ自治体が判断しているところですが、この育休退園のルールについて市の現状をお聞かせください。

2人目の妊娠は非常に喜ばしいことですが、上の子を保育園に預けて働くお母さんにとって、2人目育休中に上の子の保育園を継続できるのかということは、大きな気掛りの一つです。第1子を退所させずに継続して通わせる自治体もあるようです。市内においてもそのような対応を望んでいる声がありますので、市の考えをお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了させていただきます。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに猛暑による市内の影響について答弁願ひます。
消防長。

◎消防長（田川善幸氏） まず初めに、熱中症による搬送状況等について答弁いたします。

今年の夏は北海道を含め、全国的に猛暑でありまして、9月に入っても暑い日が続いており、各地では暑さ対策を講じたところがございます。

消防署に設置しております気象観測装置での気温の観測状況でございますが、6月から8月まで、夏日が39日間、真夏日が26日間、猛暑日が3日間となっております。8月23日から3日間連続で最高気温を更新し、8月25日には過去最高気温の36.3度を観測したところです。猛暑日の観測についても初めてのことでございます。また、熱中症の危険性が極めて高くなることが予測された場合に気象庁と環境省が共同で発表する熱中症警戒アラートが、8月23日から26日までの4日間、発表されております。

このような状況の中、熱中症及び熱中症の疑いで救急搬送した傷病者につきましては、8月末まで8人となっております。昨年の同時期と比較しますと、昨年の4人に対しまして、本年は4人増加し、その倍となっております。年代別搬送状況では、65歳以上の高齢者が5人、次いで20歳代が2人、40歳代が1人となっております。男女別搬送状況では、男性が3人、女性が5人となっております。搬送した8人の発生場所については、居室内が4人、仕事中が2人、お墓参りでの搬送が2人となっております。月別搬送状況では、7月に3人、8月に5人となっております。

熱中症対策としましては、市民への周知としまして、愛の鐘の放送により熱中症予防を呼びかけております。今後につきましても、関係所管と連携し、愛の鐘の放送による予防広報をはじめ、消防署におきましても、救急講習や防火訪問等において注意喚起を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 続きまして、各学校における暑さ対策についてですが、8月は暑さが厳しく、特に23日から25日までの3日間につきましては、気象庁の観測データによりますと、岩見沢市で最高気温が35度を超える気温となっております。北海道内や空知管内においては、多くの学校で短縮授業や臨時休校等の措置が取られていたところですが、本市においては7月の総合常任委員会所管事項調査で現地確認をしていただいたように、普通教室にはエアコンを設置していることから、小中高ともに通常どおり授業を実施することができました。

学校における熱中症対策につきましては、8月21日に北海道教育委員会のほうから熱中症事故の未然防止に向けた対策の一層の充実についてということで通知があり、各学校

に通知して注意喚起を行うとともに、22日に開催しました定例校長会におきまして、暑さ対策について協議を行い、暑さが厳しい日につきましては、熱中症等の対応ができない場所での授業は無理に行わず、エアコンを設置している教室での授業に切り替える等の対応を確認したところです。

そのような中、23日から環境省による熱中症警戒アラートが発令され、23日から25日までは特に高温となる予報が出ていたことから、各学校には23日から25日まで、主に体育になりますが、屋外や体育館での授業や熱中症対策ができない場合に部活動を中止するよう各学校に呼びかけ、熱中症対策を行ったところです。

その結果、学校内での児童生徒の体調が悪くなる等のことは起こりませんでした。

また、エアコンの維持管理についてですが、夏の本稼働前に試運転を行い、その際に異常があれば業者に確認していただいている状況ですが、今のところは導入年度が令和元年から4年と新しい状況で、故障等はない状況です。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 続きまして、私のほうから農業、酪農、市の事業者の影響ということで、まず市内の農業と酪農の影響、農産物についてですが、7月25日に総合常任委員会で農作物の成育状況の現地視察を行った際も、成育は順調に進んでいると。それ以降も、平年よりさらに早い傾向が進んでいるところだったということでございます。

水稲につきましては、やはり1週間ほど成育が進んでおりまして、刈取り自体が平年より1週間早い8月31日に始まったということでございます。一方、当初暑かったらこうだよという話も視察のときに言っていたと思うのですが、草丈が高くなったため、8月17日の台風接近による強風という部分があったと思いますが、それで倒伏しまして、それが市内全域に見られたと。ただ、その後、天気も回復して、収穫が今、大体半分ぐらい終わっているという状況でございます。ただ、登熟期に高温が続いたこともありまして、米粒にひびが入る胴割れ米だとか、そのほかいろいろ品質低下が心配されていたと。8月15日現在の作況では、平年比から102から105で、やや良という予測がされておりました。ただ、今、盛んに収穫しておりまして、実際収量とその品質については、まだこれから最終的に刈取りが終わった後でないとはっきりしない状態と。ただ、農家さんの聞き取りの中では、やはり例年よりは少しよくないのではないかというようなお話も伺っています。

タマネギにつきましては、3日ほど成育が進んでおりまして、ただ、高温の影響によりましてMサイズの小玉が多くなっているという状況であると。

それから、メロン、これが夜温が高くて、通常であれば夜に温度が下がれば糖度が上がるのですが、そこが糖度が乗りづらいという部分がありまして、成育は順調に進んだのですが、やっぱり一部ハウス内が高温で葉っぱなどにやけどの症状が出るというようなこと

で、収量が減っていると伺っております。

スイカについても同様に、ハウスですので同じような状態で、ベテランの農家さんもやはりやけどを多発して、収量が少なかったところもあるというふうに伺っております。

次に、酪農です。これは、暑さが続いて牛が体温が高くなるが続いて、体力が消耗しまして、起き上がれない牛が多くなったと。夏ばてという状況で、それを改善するために、点滴だとか、あとミネラル分を多くするための飼料の分量を多くするだとか、牛舎内に扇風機を増やすというような対策を図っていたようですが、なかなか扇風機が売っていない状態だということもあって、なかなか熱中症の症状が収まらなかったという部分があったようです。それが起因になって肺炎を併発して、廃用牛、要は亡くなってしまった牛が数頭発生したというような状況だと聞いています。

また、搾乳量、例年やっぱり夏の時期は暑さで食欲が落ちる分、どうしても量が減ってしまうという傾向が毎年あるようです。ただ、今回はやはりもっと暑かったですので、感覚的には20%以上、例年より搾乳量が減っているのではないかと。乳成分についても影響が出るのではないかというようなお話を酪農家さんから伺っております。

今回の猛暑を踏まえまして、来年度以降の対策としましては、今回も農協だとか普及センターが関係機関から随時生産者への周知、注意喚起していたところがございますが、今後も生産者がもっと早めに対策が講じられるように、情報発信だとか指導の徹底を関係機関とともに取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、市内の事業者です。これは商工会などへの聞き取りをしましたところ、そんなに大きな影響があったという話は聞いてございませんが、ただ、やはりエアコンをずっと使用するだとか、その頻度が上がっているだとか、その影響によって電気代の増だとか、車でエアコンかけっ放しだとか、ガソリン代の増ですね。それから、やはり外で作業されている方、暑さで体力が消耗するという部分で、作業効率の低下という影響があったと思われれます。

一方、冷たいドリンク類の販売が多かったと。また、アイス類の売上げが逆に好調だったというようなお話も伺っております。

イベントについては、暑さにより、やっぱり日中のイベントの人出が若干落ちていたような様子も見受けられましたが、逆にイベントにおけるビールの販売が今回は好調だったというようなお話も伺っております。

今後、気候変動によりまして、過去に例を見ない猛暑が今後も発生する可能性があるということもございますので、今後、事業者と懇談する機会にいろんな意見交換を行いながら、また、イベントにつきましては、今回、中央公園でのミストシャワー等もございました。この辺の部分もほかのイベントでどうできるかというものなども工夫しながら、また、本州の事例などもリサーチしながら今後検討していきたいというふうに考えております。

私からは、以上です。

◎議長（武田悌一氏） 総務課長。

◎総務課長（萬年剛至氏） 私からは、公共施設の暑さ対策のうち、市役所をはじめとした職員の執務室等におけるエアコンの設置状況や維持管理状況及び来年以降の対策について御答弁させていただきます。

初めに、市役所におけるエアコンの設置状況等についてでございますが、まず会議室である101号室、205号室、301号室に設置しているほか、市長室、副市長室、応接室、議長・副議長室、議員控室に設置し、通常の執務室には設置をしておりません。そのほかにつきましては、ふれあい健康センターにおいて市民向けの各種事業やふれあい喫茶を行うホールと健康指導室及び診察室に設置しているほか、消防庁舎につきましては、通信指令室及び仮眠室に設置し、また、教育委員会では図書館に設置するなど、主に事業の実施や来客対応、会議の開催等で市民の皆様も御利用されるところを優先して設置しているところでございます。

次に、エアコンの維持管理状況につきましては、いずれも職員が清掃や簡単な点検等を行っており、必要なときに稼働しないといったことがないように日頃から維持管理を行っているものでございます。

また、来年以降の暑さ対策についてでございますが、基本的には従来からの対策と同様の部分もございしますが、クールビズの実施によるネクタイを外したワイシャツまたは襟つきのポロシャツの着用を可としているほか、ブラインドカーテンによる遮光の調整や窓を開けての換気及び扇風機を回すことで体感温度を下げたり、水分や塩分の補給を定期的に行っていただくほか、日頃から職員の体調につきましては所属長が中心となって職員に声かけ等を行っておりますが、猛暑が続く場合には職場内で調整を図って交代で休暇を取得するなど、対策、対応を図ってまいりたいと考えております。

また、施設内にエアコンがある職場につきましては、エアコンが設置されている部屋を職員の休憩場所として開放して、体に熱がたまる前に適度に体温を下げるといった対策も図るとともに、エアコンがない職場につきましては、静養室などの部屋に簡易クーラーの設置を検討するなどいたしまして、職員の健康管理に努めていきたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、今、庁舎の部分を御答弁させていただきましたが、その他の公共施設のエアコンの設置状況、維持管理の状況、それから今後の対策について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、市民センター、保育所、児童館、火葬場など、それから観光客等が多く利用される施設、道の駅ですとか市立博物館、鉄道記念館、高校生レストラン、文化芸術促進施設c i e l（シエル）につきましては、御承知のとおりエアコンは整備されておまして、今年の暑さの中でも特別の対応を行うことなく施設の運営を行えたところでございます。

それから、市民会館につきましても、全会議室、大ホールを除くこととなりますが、会

議室にはエアコンを整備しております、こちらにつきましても、利用者の皆様におかれましては通常どおり施設を利用いただいたところでございます。ただ、バスの待合所としても使用していただいておりますロビーにつきましては、エアコンが整備されていませんので、暑さがちょっと厳しいときには隣の1階会議室のドアを開放した中でロビーに冷気を送るなどの工夫させていただいて、利用者への暑さ対策に努めたところでございます。

次に、公民館につきましてでございます。割合、利用頻度の高い2号会議室、それと3号会議室につきましてはエアコンを整備しております、そのほかの会議室については利用の際に扇風機を貸し出して利用者の暑さ対策に努めたところでございます。

それから、高齢者施設でございます。三楽荘、ことぶき荘、それから湯快館、これらにつきましては、デイルーム等にはエアコンを整備しておりますが、各居室につきましては、ことぶき荘の多床室の一部以外は整備されておられませんので、各施設入所者の方には日中はエアコンの設置場所の利用を推奨するほか、移動いただいた中で、各居室にも扇風機を設置しまして、暑さ対策に努めたところでございます。

それから、市立病院です。市立病院につきましては、医局のほか、外来診療室の一部などにエアコンを設置しております。入院病棟にはエアコンを設置してございませんので、入院患者への対応としましては、扇風機の配置、それからアイスピロー、アイスピローというのはジェル状のアイスノンのようなものとお考えになっていただければいいと思います。それを活用しまして、暑さ対策に努めたところでございます。

それから、産業部長のほうからも答弁ありましたが、屋外施設では、8月上旬から中央公園でミスト装置を設置しまして、市民の皆さん等に涼しさを感じていただく、このような取組も行ったところでございます。

次に、維持管理関係でございます。各公共施設のエアコン設備の維持管理ですけれども、施設管理者の職員、それから委託企業等の職員が目視での点検、それから動作、異音、これらの有無を日常的に確認しまして、異常を感じた場合につきましては専門業者に確認を依頼、また、場合によっては職員等で清掃を行っているというような状況でございます。

最後に、今後の対策でございます。公共施設のエアコンの整備につきましては、市民の皆様や利用者の方々が多数かつ長時間利用する施設は、先ほども答弁させていただきましたが、おおむね整備を行っていると考えていますが、今年のような厳しい暑さを想定し、来年度以降に向けて、さらに整備が必要な箇所がないか検討した中で、国、道の補助制度の特定財源をできるだけ活用できるよう努めるほか、ランニングコスト、このような経常的な経費も発生してまいりますので、それらを含め、十分精査した中で全体的な予算の中で総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 私のほうから8月24日から26日にかけて、各市

民センターの開放した状況を報告いたします。

前日からの厳しい暑さ、熱中症警戒アラートの継続的な発表に伴い、急遽庁内で協議いたしまして、暑さ対策として冷房施設のある各市民センターを開放したものであります。開放日時につきましては、8月24日が午後1時半から午後5時まで、8月25、26日の両日が午前9時から午後5時まで、実施した市民センターにつきましては、市内の8市民センターを開放しております。利用人数につきましては、8月24日が8人、8月25日が40人、8月26日が31人、合計79人となっております。特に弥生地区におきましては、延べ25の方が利用されております。市民周知につきましては、愛の鐘の放送を増回しまして、周知したところであります。

利用者の声としましては、涼しい、暑かったので大変喜ばしいとの声がありました。子供の利用やお風呂帰りの利用など、多様な利用方法があったところであります。次年度以降も地球温暖化等の影響で猛暑が想定されるため、市民センターの開放の必要性を含め検討していきたいと思っています。

以上であります。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 御答弁ありがとうございます。各所管、多岐にわたったものですから、ちょっと整理して再質問させていただきたいと思います。

非常に本当に暑い夏が続きまして、また、残暑、ほかの市町も非常にこの暑さ対策というところでいろいろ対応されているということで、報道にもございました。最初の熱中症の搬送ということで、8名の方が今回症状が出たということで、重篤なことにはなっていないということで、その辺については安心をしておりますし、多分今後やはりこういった厳しい夏、残暑ということが考えられますので、ぜひともその辺については今後も緊張感を持って対応していただければなというふうに思います。

それで、学校について再質問させていただきますけれども、実は先日、御答弁にもありましたけれども、所管事項調査で学校を視察させていただきました。何か教室のエアコンに吹き流しのひらひらをつけて、要は使わないときにちゃんと電源切っているかみたいなものを確認できるような、そんなアイデアもやっていたというふうに思うのですけれども、今、学校のエアコンの温度設定は何度ぐらいになっているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 学校での温度設定につきましては、基本あまり涼しくし過ぎることもなく、ちょうどいいぐらいの気温ということで、25度前後を設定温度としているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 分かりました。

いずれにしても、そういったランニングコストを考えながら取組をされているということで、非常に感心させていただきました。

三笠市は学校関係については、もうコロナ前ですかね、2019年、18年でしたか、国の補助を利用しながら、ほかの市町より先に各学校の教室に導入をさせていただいていますので、報道によりますと札幌なんかは3年計画で、今、教室にエアコンを設置する計画ということでありましたけれども、そういった部分で三笠は早めにその対策ができたので、非常によかったのかなというふうに思っています。

今後についても、今、特別教室等も全部ついているのかなと思いますし、三笠高校も問題ないというふうに聞いています。職員室は当然ついていないのでしょうかね、どうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（花井志夫氏） 職員室のほうについては、現在どの学校もついていない状況にあります。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 分かりました。

それでは次に、3番目ですから市内の農業ですね。酪農事業者の影響ということで、今、農作物の被害についても詳しくお聞かせいただきました。

非常に全国的な猛暑ということで、いろんな部分に影響が出てきておりますし、強い大雨、また、風等の影響もございましたとおり、水稻も今かなり倒れている状況が見受けられます。今後そういった品質、また、収量については正確なものが出てくるのかなということで、当然あまりにも被害が大きいということであれば、農協なり普及センターなり空知全体としていろんな考え、対応が出てくるのかなと思います。

当然、もしその場合で、今後こういった高温対策ですとか渇水の対応等、ほとんどが国ですとか、そういった大きなところからの支援というものが出てくるのかなと思うのですが、例えば大雪のときのハウスの被害のときに市が緊急対策で行ったときにように、もしかすると今後そういったことも考えなければならないのかなというふうに少し不安になると思いますけれども、その辺については状況を見てまた対応していただきたいというふうに思います。

今、一番気がかりなのはやっぱり、そこもそうなのですが、結局、今、物価高騰である中で、要は野菜ですとか、そういったものが今後、全国的な猛暑になっていますので、多分高騰していくのではないのかなということで、消費者の生活がさらに苦しくなってくるのかなということで、もし今後そういった部分が出てきた場合、先日も物価高騰で各世帯に御支援いただきましたけれども、そういった場合に、もしそのような対応が考えられるのか、その辺ちょっとお聞きさせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 通常、雨だとか風だとかだとかとなれば、やっぱり国が認定する災害という部分、その辺があって、共済制度等もあって、それによって国だとか道だとかというのがいろいろ動くという状況なのですけれども、今回の高温というの

をどう今後考えていくかと、今回の部分もそうなのですが、ちょっとそこは検証する必要あるのかなというふうに思っていて、ただ、今回大きいのはメロンだとかスイカだとか、その辺やっぱりハウスの部分なのかなというふうに思っているのです。米はやっぱり、品質がどうかというのは今後検証しながら、そこは今後の栽培技術だとか栽培方法についての議論になってくるのかなとは思いますが、メロンだとかについても、しっかりこの状況であっても管理されて出荷されている方も多々いると。中にはやっぱりまだ技術が未熟だとか、その辺でちょっと駄目にしてしまった農家さんがいるだとか、いろいろな部分ありますので、我々としては今お金のという部分よりも、今回どういうことでそういうような形になってしまったのかという技術的な問題が主になると思うのですが、そういうふうな部分をちょっと検証しながら、次年度以降に向けてやらなければいけないのかなと。うちの中では、それによって今デジタル化なりの部分でハウスを自動に巻き上げたり、そういう技術も多々ありますので、そこら辺、それを入れたいのだとかという部分については既存の補助事業だとかがありますので、その辺で対応したりとか、いろいろありますので、今後やっぱり今回の部分をしっかり検証してやっていきたいなど。そうでないと今後についてどう進めればいいのかというものはっきりしないのかなと思いますので、御理解いただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ぜひともよろしく願いいたします。

これだけ暑い猛暑ということで、これが続けば、今まで北海道で行ってきた、いわゆる寒冷地向けという部分を大きく変えなければならないというような、そんなような報道もございましたので、そうなるのかなり大きな問題になってくるのかなというふうに思います。いずれにしても、農業者だけに限らず、事業者全体のそういった部分の情報等も市のほうでもしっかり把握していただいて、またやっぱり消費者のところにも市民生活のほうに大きな影響が出てくる可能性もありますので、その辺についても何かあったときには対応していただきたいなどということで、これについてはまず終わらせていただきます。

4点目の公共施設の暑さ対策ということで、非常にこれが私も市民からいろいろお話を受けまして、まずは令和3年のときに同僚の議員がこの9月に、同じようにクーラーといいますが、エアコンの設置状況について質疑をされているのですけれども、その中でやはり市民が長く利用されるところについては、ある程度整備が終わっているということでございました。今後ほかの部分についても、厳しい財政状況でありますから、財政状況を見ながら順次進めていくということでございました。

今、答弁でもございましたとおり、各公共施設等には、ある程度もう設置されているのかなということで、今回やはりお話したかったのは、市役所、市の職員の皆様方がいるところの環境、本当に市民も非常に心配をされています。市の職員、いわゆる市側は、やはり市民が利用される場所を心配されて整備をされてきた。市民は逆に、市の職員が働いている環境を心配されている。何か非常に涙が出るぐらいいい話なのだろうというふう

に思いますけれども、何とか今年のような、またここ数年暑い日が続きますとやはり市の職員の、働き方改革なんていう話もありますけれども、非常に環境整備というのが必要になってくるのかなというふうに市民は感じております。そして私も感じております。当然、例えば市の職員のところにエアコンを設置するということになれば、かなりのお金がかかるのだらうというふうに思いますし、これが二、三年後に市役所が新しく建て替えられるのだよということになれば、市の職員の皆さんも3年ぐらいは頑張ろうかという話になるかと思うのですけれども、なかなかその辺についても、まだまだほかの大きなプロジェクトもございますから、市長も選挙のときにはこの庁舎も考えたいというお話もしていましたけれども、それはもう少し先になるのかなというふうに思っています。

そこで、例えば、この市役所はじめ教育委員会もそうですし、消防の職員のところもそうですね。学校の職員室もそうですね。設置した場合のいわゆる概算というのか、そういった設置費用の見積りなんかをしたことが過去にあるのでしょうか。それだけちょっとお聞きしたいのですが。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 庁舎の部分だけの御答弁にさせていただきたいと思うのですけれども、フルに装備した場合というような形で御理解願いたいのですけれども、マックスでやはり装備すると電源がちょっと足りなくなって、そこの工事が2,500万円ほど余計にかかる。さらに、エアコンの費用が2,500万円ぐらにかかるということですので、これは超概算になりますが、庁舎だけで5,000万円を超えるような費用が発生してくるのかなと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。そうですね。電源供給の部分が大きく費用、重なってくるということで、5,000万円という非常に大きなお金が動いてしまうということで、ただ、これも費用対効果でございます。三笠市役所は三笠市の中でも大企業でございますから、これからも新しい人材を登用したり、そういったことになろうかなという部分でいくと、この5,000万円が果たして高いのか、その辺は西城市長の判断にお任せをしたいというふうに思いますが、私としては、確かに5,000万円ではありますけれども、先ほどちょっとお話ありました簡易的なエアコンの設置という部分もございますので、いずれにしてもやはり環境改善、これは私、議員です。当然そういった予算のお話があれば、議会で議決をしなければなりませんけれども、私も市民の一人ですし市民の代表でございますから、一定の理解はありますし、やはり改善が必要だということだけは、この場でお話をさせていただきたいというふうに思います。

維持管理の部分で、2点ほどございます。

実は、せんだって議会報告会を各市民センターで実施をさせていただきました。その際、いわゆる管理人さんが、先ほど答弁の中で目視によるものと動作確認をしているということだったのですけれども、きちんとしたメンテナンスをした覚えがないということ

だったので、その辺は多分、今後やはり定期的にやる必要があるのかなど。急に使えなくなつたということであれば、例えば修理するとき物がないとか、一定期間、穴を空けてしまうということがありますので、その辺についての考え方をもう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 先ほど答弁したとおりですが、基本的にはやはり毎日使う、特に夏場は動作確認をきちっとさせていただくということを基本に考えております。市民センターは各連合町内会のほうに委託するような形で頼んでいますが、他の施設においては指定管理でありますとか企業が管理しているところがございますので、その辺の点検、今後きちっと、今もやっていますが、引き続き注意喚起を図ってまいりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。先日、市民会館の大ホール、ちょっと用事で利用させていただいたことがあったのですが、そのときも何かクーラーが動かなかったということでごさいます、やはりなかなか急では対応できないこともあるので、多分そういう報告が来ているのか来ていないのか分かりませんが、御確認していただいて、いずれにしても指定管理等にも今後についてはしっかりやっていただくよう注意喚起をしていただければなと思います。

最後、市民センターの開放、非常によかったのかなと思っております。先ほど御答弁ただいて79名の方が利用されたということで、私も25日のお昼頃、自分の住んでいるところの地域の市民センターをちょっと見に行つたのですが、ちょうどコミュニティサポートの日で、その関連ではなくて普通に利用されている方がたくさんいらつたので、どのぐらいの人がということはなかなか把握できなかったのですが、管理人さんに聞くとやっぱり七、八名は多分来ていらつたのではないかというお話でした。今後も、ぜひともそういった使える施設をしながら、市民の方に開放してあげることが非常にいい例なのかなと思っています。やはり北海道、割と自宅にもクーラーついでいない方もいらつたし、もちろん市営住宅に住んでいる方なんていうのは多分ついていらつたのではないのですよね。そういった方は多いですから、ぜひとも今後そういった取組をお願いしまして、この猛暑による市内の影響についての質問は終わらせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） すみません、1点だけ。議員のお話のほうで、市民会館の大ホールなのですが、大ホールにエアコンが実は設置されていない状況です。ただ、対策としましては、空気をきちっと回して、できるだけ換気できるような対策は取つておりますので、今後どうやってそういう暑さ対策を講じていけばいいか、きちっと検討してまいりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） すみません。私、クーラーが壊れていて風だけを回しているというような話をちょっと聞いたものですから、もし間違っていたら大変申し訳ございませんでした。ついていないのですね、大ホールは。それでは、大ホールも考えたほうがいいですね。ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

◎5番（折笠弘忠氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） 次に、幼児保育の現状について答弁願います。

福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） それでは、私のほうから、保育に関する育児機関の在所、在園している児童の現状につきまして、答弁させていただきます。

三笠市の保育につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、小学校就学前の子供について、保護者の労働、病気等の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものについて受入れを行っているところであります。その中で、既に保育所等を利用している児童の保護者が育児休業を取得する際については、引き続き利用することが必要であると認められる場合に利用継続が可能となっております。

具体的には、平成26年9月10日に「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項」というのが通知で出ておまして、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、次年度に小学校入学を控えるなど子供の発達環境の変化に留意する必要がある場合または保護者の健康等、児童福祉の観点から継続して利用することが望ましいとした場合に認めると記載されております。現状といたしましては、このことを基本に、現在は小学校入学を控える年長の児童や保護者の健康状態等を勘案しながら、利用状況を認めているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。この育休の退園のルール等、今お話しになったとおり、国等の認定も含めて通常のお話なのかなというふうに思います。年長者の場合は小学校に上がる前ということで、社会性を身につけるとい意味でも継続できるというお話でございました。

現在、ほかの市町でも実際に第2子までは退所せずにできるようなところもございまして、非常に市町によってこの辺分かれているのかなというふうに思っています。当然、一方では待機児童等もございまして、いわゆる公正を図るために、やはりそういった方が退園したときにその待機している方が入園されるということも当然あるのかなというふうに思っています。そこで、三笠としてはどうなのかということで、今回質問させていただいています。当然質問しているということでございますから、そういった要望が私のとこ

ろに届いているということもございます。

まず、第1子が入園していて、第2子が生まれた場合、やはり当然育休の中で、多いところで普通に1年ぐらい育休の期間があるという。三笠の場合ですと、そこまで取れるところはもしかしたらないのかもしれないですけども、だけれども、やはりお母さんにとっては、その1年なり、2子を育てることに非常に御苦労されると思うのですよ。その際、時間は限られますけれども、通常は上の子は保育園に預けられていたのに、逆に第2子をしっかり育てたいところに上の子もまた帰ってきてしまうという、この御苦労とは、きっと大変なものなのだと思います。当然、家族でお父様もいらっしゃいますから、2人でやはりしっかりと育てていくというのが従来、本来の考え方なのでしょうけれども、なかなか今の時代、共働きですとか、また、いろんな仕事の関係でお父さんがそういった育児になかなか参加できないという多分御家庭もあるのかなという中で、やはりこのケースは、私、保育に欠ける状況なのだろうというふうに思っています。

そう考えれば、やはりこの部分については、退所しないで継続できるルールに三笠市はされたほうが現状としてよいのではないのかなと。当然、先ほど言ったように待機児童の問題もございますけれども、例えばかなり常に待機児童がいて激戦区のところでも、このようなルールを設定をしている自治体もございます。そうやって考えれば、三笠市の場合、どうでしょう。待機児童といっても、それほどの待機児童は今現状ないのかなということでございますので、そう考えればベースとしたルールは、継続した入園、退所しないで継続できる旨を基本として考えていって、待機児童がいる場合の部分については、それこそ違う形で対応していくというほうにされたほうがいいのではないのかなという、これは私的な考えではございますけれども、例えば1歳の子がせっかく保育園に慣れてきたのに一度退園をするということになると、その子のやっぱりメンタル的な部分もかなり影響されてくるらしいです。そういうのも踏まえて、ぜひともそういったルールにしていきたいのですが、どうでしょう、もう一度御答弁お願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） 福祉事務所長。

◎福祉事務所長（富宅達也氏） 確かに、過去にもやはり内部議論、このような形でさせていただいていた経過がございます。育児の方法ですとか考え方につきましては、どんどん社会も変わりつつある中で、こちらの問題を全て行うときに、内部、過去の議論の中では、定員数入所の場合、先ほど待機の話もありましたが、そういったところのルール化ですとか、あと保育施設の基準という問題整理だとかがありまして、なかなか全ての市民というか、入所を希望される方に平等に対応することが当時は現状難しいのではないかなというように、そもそも先ほどちょっと御説明させていただきました受入れを行うもとの考え方に基づいて対応していたところではございます。

ただ、今お話のありました全学年を対象に育児休業を取った方の第2子目、3子目の方を受け入れる方法につきましては、他市の状況を踏まえまして、いずれにしても制度化といたしますか、ルール化をきちっとしなければならぬかなとは思っております。また、そ

のルール化を行うとした場合、先ほどおっしゃったとおり待機者が出た場合どういう対応をするのかですとか、あと育児休業で利用される方とそうではない方との時間帯の差についてですとか、そういったことの施設の状況の聞き取り等だとかを行った上で、他市の状況も含めて課題を確認しながら、できるかどうかの再度検討をして判断してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） ありがとうございます。令和4年の第1回にも、実は同僚の議員が子育て世代包括支援センターの活用というところで、この保育所の退園の事例を挙げておりました。そのときには、そういった退園した方を包括センターの中で何とかケアできないかというようなお話をされていたわけですが、そのときの事例は、先に双子の子がいて、そういった3番目の子が生まれて結局退園することになったということで、私、1人のお話しかしていないのですけれども、2人になると本当にこれはもう完全に大変なことだなというふうに思いますので、非常に私としては継続できる規則のほうがよいのではないかとこのように考えますが、それぞれメリット、デメリットありますので、その都度、状況、環境において判断をしていただくよう、当然、各保育園、現場の声を聞いていただいて、この育休の退園の規則については、ぜひ検討をいただきますようお願いをしたいというふうに思います。

これで終わっていいかなと思うのですけれども、もし何かあればお聞きしますけれども。

◎議長（武田悌一氏） 副市長。

◎副市長（右田 敏氏） 今ほど所管課長が答弁したとおり、過去にこの議論は内部でもしていました。要するにパイが決まっています。そして、ある程度、内部では潜在的待機者という表現をしているのですが、育児休業を取っている方が復帰する場合、要するに、空きがない限り仕事の復帰もできないというような現状です。それで、どちらを優先するかということに最終的にはなりません。要するに、施設規模、あと保育所の配置基準が決まっていますから、ある程度年齢の高いところにつきましては、保育所の配置基準がかなり20人、30人というふうに広いですから、ある程度の弾力性はあるのですが、問題はやっぱり3歳未満児のところのところはかなり厳しいと。そうすると、国のルールは一定の考え方あって、最終的には市町村判断になりますけれども、あとはそのキャパの問題で、どちらを優先するかと。今入っている人を優先して、そのまま潜在的待機で残すのか、それとも職場復帰も含めて、その空けた中で入ってもらって、そして職場復帰していくかということで、内部的に議論した中では、やはり限られたスペースの中で有効的にする中では、当市ではルールどおりしていこうというような考え方で進めていました。

その中でやっぱり一番当市の中で頭が痛いのは、保育士の問題です。なかなかこれが確保できません。ほかのまちも満度に確保できているかといったら、そうではない状況であ

ります。その中で何とかやりくりをやっていくと。というのは、今現在、御存じのとおり保育所だけの問題ではなくて、学童の問題もそうですし、それと色々な育児の問題でどんどん分野が広がってきていると。要するに、マンパワーの取り合いになってきていますから、そういう意味では、かなり厳しい状況の中で御理解をいただきながら運営しているというのが今の現状です。

ただ、実態としまして、議員おっしゃるように、管内だけで申し上げますと、当市と同じように取扱いしているのは芦別ぐらいですか、それ以外は多少弾力的な運用はしています。ただ、そういうような状況がございますので、担当としまして、本当にどういう形が現状に合っているのか、現場とも、また、利用者の方ともよくお話ししながら、当市に一番合うような形で再度検討したいなというふうには考えてはございますので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。

◎議長（武田悌一氏） 折笠議員。

◎5番（折笠弘忠氏） 総務部長兼任の副市長からそういったお話をいただきましたので、ぜひとも御検討していただけるようよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、折笠議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入ります。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

3番須河議員、登壇願います。

（3番須河恵介氏 登壇）

◎3番（須河恵介氏） 須河でございます。ただいま議長より発言の許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほど折笠議員もおっしゃっていましたが、この夏は、北海盆唄全国大会など各種イベントも再開され、多くの人々で久しぶりにまちがにぎわいました。その中でも4年ぶりに3日間開催されました三笠北海盆おどりには、本当に多くの方の来訪があり、魅力多い夏の三笠市を楽しんだ方もたくさんいらっしゃったことではないかと大変うれしく、ありがたく思います。

本日は、そんな魅力のある三笠市の高齢者や障害者対策とともに、空き家対策と人材の確保をテーマにお尋ねをいたします。

初めに、移動販売の現状におけます地域における買物需要と供給についてお尋ねいたします。

最近、キッチンカーや移動販売型のスーパーやコンビニといった食品移動販売業者をよく見かける人も多いでしょう。コロナ禍のステイホームやテイクアウト需要の高まりを

きっかけに利用する人が増えています。また、日本は高齢化が進んでいるので、気楽に買物に行けない人が増加し、さらにはネット通販などを利用できない買物弱者と呼ばれる人々からの需要が大きく、移動販売は心強い存在となっています。このような情勢から最近では、個人事業主だけではなく大手有名外食企業もこの事業を採用し、急成長を遂げています。

そこで、1つ目の質問ですが、地域におけます買物需要と供給について。

市内では、コロナ禍前から店舗数が減少している地域が多く、今後は中心市街地においても店舗が減少していくことが予想される状況であります。食品移動販売業者の需要は今後も増えていくと考えられますが、この状況をどのように捉えているのか、また、今後どのように対応していくのか、この2点についてお尋ねいたします。

次に、空き家対策の取組における三笠市空家等対策計画についてお尋ねいたします。

近年、地域における人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、いわゆる空き家等が年々増加しています。総務省統計局の住宅・土地統計調査の結果では、全国の空き家数は約850万件と過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めていることが分かりました。10年後の2033年には、この空き家数が1,955万件で空き家率27.3%となるという見通しが出ております。放置された空き家は安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害や犯罪発生の誘発、治安低下につながるなど、様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

当市では、三笠市空家等対策計画を策定し、新たな人の流れの創出による地域活性化を目指した空き家等の利活用及び適正な維持管理の方向性を示されております。

そこで、2つ目の質問ですが、当計画にもあるように、毎年度実施されました空き家等に関する実態調査の概要及び現状について、また、老朽危険家屋を解体する場合や、その後の利活用の対策等を講じているのか、この2点についてお尋ねいたします。

次に、障害者支援における第7期三笠市障害福祉計画と第3期三笠市障害児福祉計画の策定についてお尋ねします。

三笠市では、障害者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる三笠市障害者計画、三笠市ぬくもりハートプランの基本理念を共有し、整合を図りながら策定する必要があることから、この両計画を一体的に策定されております。

そこで、3つ目の質問ですが、今期計画の具体的な取組のうち、虐待防止や援護者に対する支援体制の充実に関する実態及び一般就労状況に関する実態並びに次期に向けた国だとかの方針を受けた障害者や障害者団体、事業所からの意見要望をどう反映させていくのか、この3点についてお聞きいたします。

最後に、地域包括ケアシステムの充実における福祉・医療・介護の人材不足の対策についてお尋ねします。

地域包括ケアシステムに関しましては、令和5年第2回の議会において質問させていただいた際に、今後さらに高齢化が進み、それぞれの地域における地域包括ケアシステムが

果たすべき役割は非常に大きくなり、このシステムを構築するに当たり、自治体ごとに様々な課題に直面し、対応策を講じる必要に迫られる上で、課題の一つに医療や介護サービスのケアを提供する人材不足の問題がありました。今後も高齢者の割合が急速に増加する一方で、医療や介護サービスを提供する人材の数が十分でないことから、システムの制度は構築できても、稼働できない可能性が指摘されていることが危惧されております。

そこで4つ目の質問ですが、地域医療を取り巻く課題等に対して地域包括的な取組を進める上で、全国的に専門分野の人材不足が大きな課題となっております。その人材確保に向けた取組の現状及びどのような対策を講じていくのか、この2点についてお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに移動販売の現状について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 私のほうから、1点目の移動販売の状況ということで、今の移動販売増の需要の増えるという部分で、今の現状と今後の考え方を若干お話しさせていただきたいと思います。

現在、市内で移動販売によるサービスを提供しておりますのは、御承知かと思うのですが、コープさっぽろの宅配、トドック、それからコープさっぽろの岩見沢東店がやっています移動販売車、おまかせ便カケルというのが市内に入っている状況でございます。

まず、トドックの登録件数につきましては、市内で約840件程度ということで、市内のシェアの約20%、世帯数から考えれば20%というふうになってございまして、このトドックについては、2011年に高齢者見守り協定ということで、宅配していただきながら高齢者も見守っていただくというような協定も結んでございます。

それから、おまかせ便カケル、これにつきましては、毎週火曜日と金曜日に弥生と幾春別方面、それから水曜日、木曜日、土曜日に唐松、清住、本町というところで営業してございまして、美園を含めた中心部でも木曜日に営業しているというような状況でございます。

このほか、イオン三笠店において、イオン楽宅便という部分で、配送、インターネットサービスの取組を実施しているというほか、市内の農業者も軽トラックなんかで移動販売と、榊町の団地近隣で野菜の移動販売をやっているということも聞いてございます。

現在、御承知かと思うのですが、商工会の会員の平均年齢もどんどん上がってございます。現在、60代半ばというふうになってございます。これも商工会としましても、既存店の維持だとか中心部のにぎわいの創出と、このための取組として、毎月寄ットクマルシェなどのイベントを実施して、あとは事業継承に係る取組を実施しているという状況でもございます。

また、市内事業者が主催しております旧商工会館跡地で実施していますキッチンカーイベントなども実施しております、そこでやっぱり物を選んで買うだとか食べるだとか、

そのような楽しみなどの提供も進められている状態です。

まちの機能としましては、中心部につきましては、やはり市民が将来的にも安心できる消費生活ができるような商業機能の維持が必然ということでございます。御承知のとおり、中心市街地再整備事業について、今、あり方だとか含めて検討を進めているところでございます。

また、既存店舗の維持、それから事業継承の促進のために、以前からありますやる気応援補助金のほか、今年度よりスタートしました三笠市商工業活性化事業食産業等応援補助金で、空き地、空き店舗の活用、それから企業促進など、地域産業の維持活性化の取組を進めておりました、市内事業者の取組の促進、それから市外からの市内参入の促進を今後とも図ってまいりたいというふうに考えてございます。

一方、昨年12月に商工業活性化等をテーマとしまして、多賀町通り商店会、それから幸町商店街振興会、商工会、三笠市で集まって意見交換等を行ったところでもございますけれども、これにつきましても、今後も継続的に開催させていただきまして意見交換を行いまして、それぞれの立場で活性化を議論していきたいというふうにも考えてございます。

この中心部以外、特に弥生・幾春別方面につきましては、食料品だとか生活用品が買える商店がほぼないという状態です。中心部まで出てきていただくか、それとも移動販売車に頼らざるを得ない状況となっております。やっぱりできれば店舗を設置しまして、少しでも高齢者含めて外出していただいて、商品を見ながら買物だとか会話ができる環境づくりをしたいというふうに思っております。今いろんな企業さんへ相談してございます。ただ、なかなか店舗設置の合意には至っていないという状況でございます。今後も粘り強く交渉しまして買物ができる場所の確保を進めたいというふうには思っておりますが、やはり当面、中心部や岡山に来ていただくという状況になります。そこで、本年6月議会で議決いただきました高齢者外出支援助成事業、それから高校生の高等学校等寄宿舎生徒支援事業、こちらでバスの運賃の一部を助成ということで、これを活用していただいて、買物に出向いていただきたいというふうに考えてございます。

市内の事業者の維持という視点では、以前、商工会で実施しておりました御用聞き制度、やっぱりこのような事業を再構築しながら、市内の事業者が既存の商店と連携して、このような移動販売ができないかということも模索できないかなと考えてございます。いずれにしても、今後、買物対策としては、やっぱり市民が安心して買物できるだとか飲食ができるという環境の整備を進めるということを基本にしながらも、高齢者含めて宅配だとか移動販売事業、これも必要だと思われれます。ですから、やっぱり上手なすみ分けだとか共存というものも考えながら、既存事業者という部分もありますので、今後も商工会を中心として各店舗の利用の促進だとか維持だとか活性化、その辺の新たな事業展開の取組だとか、我々も事業者の支援を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。商店街の店舗がどうのこうのという議論は、もうこれまできっと皆さんがされて、先ほどのソフト事業、外出支援なりタクシーなりをどんどん拡充して、それで行ける方はもう十分だと思っていました。

私、今回はあえてキッチンカーという視点にしたのは、先ほど部長もおっしゃっていましたが、見て選んで食べると。このまちも配食サービスが昔あったのですね。そうすると、その方に合ったメニューで、その方に対して塩分とかいろいろ考えて御提供するところ、コンビニにしても、トドックは分かりませんが、配食をやっていると思うのです。それが合っているのかどうかというのがちょっと私分らないのですが、先ほど言った御用聞き制度ではないですけれども、既存の商店が連携を取って、これもすばらしいと思って聞いておりました。

私は今回、コロナ前の実態から皆さんがいろんなことを御検討されて、制度設計されていることはもう大変感謝する一方で、2019年末からのコロナ禍によって、飲食サービス事業者、小売業者、宿泊サービス事業者は本当に大きなダメージを受けたと。緊急事態宣言に伴って、旅行、ビジネスなど様々な面での行動制限、酒類の提供自粛、営業時間の短縮などの社会的行動制限、それと3密の回避、マスク、手洗い・消毒といった生活習慣の変容、要するに従来の店舗型ビジネスである店舗にお迎えするというビジネスが大きなダメージを受けたと。これはもう顕著だと思うのですね。それで、アフターコロナ、ウィズコロナの時代になると。一方で、今、私たちは、デリバリー、テイクアウト型のサービスをどんどん自分たちで選んで拡大していますし、先日、遊園を見てきましたけれども、すごい業者が来ていましたけれども、キャンプもすごいですね。グランピングの旅行、それからキャンピングカーの市場が今すごい拡大していると聞いております。こういう新しい生活スタイルも、この3年間で定着、拡大したのですね。

そこで、あえて今回このキッチンカービジネスと、これビジネスとあえて言っていますけれども、三笠市に関わる事業者、三笠市以外もこの間行って見ていましたら、すごい多くの方がキッチンカービジネスをやっていますけれども、三笠市にこのビジネスをしたいという御相談がまずありましたでしょうか。それと、あれば、その内容、こういうふうにしたいのだけれども、制度を使えるかというのがあったでしょうか。それと、三笠市としては、このキッチンカービジネスというのをビジネスチャンスとして捉えておりますでしょうか。もう一度確認したいので、お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 移動販売については、もう既にやっている方もいらっしゃるって、そのほか、相談的には一、二件ちょっと私が把握している部分があってやっぱり、ただ、そこは何か作って出したいだとか、その辺で、要は本当の、物を置いて移動販売したいだとか、そういう相談はないのです。確かに出向いて買っていただくというほうが効率的な部分もあったりとか、また、来ていただいたほうが人件費も考えて効率

的だというのはあると思うのですが、ビジネスチャンスのにはあるのかなど。それがあ
るので、やっぱり市内の商店なり事業者さんがプラスアルファの事業として取り組んでい
ただければ、市内の経済としては一番いいのかなど。プラス、外からやっぱり新しい事業者
が入ってきていただくのは、もちろんビジネスチャンスとしてはいいのかなというふう
には感じています。

ですから、今後もその辺、いろんな方が来たときに、しっかり我々も相談を受けてやっ
ていますので、やっぱりその地域に合った支援というのはしていきたいなどは思っ
ているのですが、ただ、家で外に出ないで買うのが本当にいいのかというのがあると思
うのです。やっぱりちょっとでも歩くとか、人と会話するということが、高齢者の方には絶
対必要だと思うのです。ですから、あまり我々としては、いや、そこで見て買えるとい
うのは便利です。ただ、便利さだけ追求していいのかと。逆に、不便でもやっぱり昔の生
活、まずは少しでも人と触れ合ったり会話したりという部分も我々行政としては考えてい
かなければいけないのかなというのがある、そこら辺は今後の需要だとか、市民の思い
含めて、しっかりやっていかなければいけないのかなというふうには私は思っておりま
す。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 私も基本的にはそう思っているのですが、自分の母のことを言
いますと、本当に3年前、4年前のコロナ前は、月1回でも病院にタクシーで行って、帰
りにAコープへ寄って、タクシーの方が荷物を運んでくれるのですね。それで来ていま
した。ところが、このコロナ禍で、病院も今、家内が一緒に行かなければいけない。歩けな
くなった。本当、急にすどんとなって、そういう方もいるということですね。それで、私
が今日これ、協定を結んでいただいたコープもそうですけれども、セブン-イレブンさん
とか大手も今どんどんやっていて、この協定を広げるといってお話がもらえるかなと思
って聞いただけなのですが、コープさんがありますからいいとして。

三笠市は、食育をテーマとしたまちづくりに取り組んでおられますので、あえてちょ
と調べてみて、これで今日まとめようと思ったのですが、キッチンカーという名称は実
は和製英語だと。アメリカではフードトラックという呼び方があると。これは御承知だと思
うのですね。キッチンカーという和製英語の誕生というのは、第二次世界大戦にまで遡
って、着るものも食べるものも十分でなかった時代に、国が栄養のバランスの取れた食生活
のあり方を国民全般に普及することを目的に栄養指導車というものを、これが通称キッ
チンカーという語源の由来だということでした。

それと、2011年の東日本大震災、また、2016年の熊本の地震でも、実は全国か
ら被災地にキッチンカーが集まって、店舗もなくなり水もなくなりぬるのときに、このキッ
チンカーが被災者の食を守った、支えたというのも新聞等で見たと思いますね。

そこでもう一步、調べたのですが、国家的危機である人口減少、それから人口構造の大
きな変化の結果、地方の過疎化、バスなどの公共交通機関の規模縮小・撤退、それから自

動車社会に適した大型スーパーが郊外に進出した影響もあって、身近な小売店の廃業、商店街の衰退、これは書いている文章を読んだだけですが、食料品の購入や外食などに不便や困難を感じる方々が全国で急増と、これ、実はもう20年前の文章なのです。近々、農林水産省では、これらの人の数を「食料品アクセス困難人口」というような表現をしているのです。この問題を「食料品アクセス（買い物弱者・買い物難民等）問題」として重要な社会課題の一つと位置づけていると。今後も社会的課題として深刻化していくことが予見されると。

これ、答弁は要らないのですけれども、私は、買物難民、この食料品アクセス困難人口の改善策として、宅配サービスのさらなる充実とキッチンカーの推奨、先ほど言った市内の事業者のそういう取組を提唱させていただいて、次の質問に移りたいと思います。答弁は結構です。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 答弁は要らないですね。

◎3番（須河恵介氏） 要らないです。

◎議長（武田悌一氏） 次に、空き家対策の取組について答弁願います。

消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 私からは、空き家等に関する実態調査の概要と、その現状について答弁をいたします。

空き家対策につきましては、空き家の実態調査や指導、市民からの苦情、相談は生活安全センターで対応しておりまして、それ以降の特定空家候補の選定や特定空家に対する助言・指導等については建設課が対応をしております。

空き家の実態調査については、毎年実施しておりまして、今年度は4月から5月にかけて実施しております。公共施設を除いた建物総数については3,470件ございまして、そのうち空き家総数については513件となっております。空き家の内訳につきましては、一般住宅の空き家が479件、店舗や工場、倉庫等の空き家が34件となっております。空き家の状態に応じてA、B、C、Dのランクに区分しておりまして、その内訳につきましては、利活用が見込まれるAランクが173件、一部修繕することで利活用が見込まれるBランクが179件、倒壊のおそれがあるCランクが49件、倒壊及び周囲に影響があるDランクが112件となっております。

実態調査の実施後については、台帳や一覧表、図面等を整理しまして、最新の情報に更新しております。特に管理不十分なC、Dランクの空き家の指導につきましては、所有者等が特定できているものは電話または文書による指導を行っており、所有者等が不明の空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、固定資産税情報等から所有者等を把握し、住民票や戸籍情報の行政が保有している情報を可能な限り利用しまして、所有者等の把握に努めておりますが、生死不明や所在不明などの様々な問題がありまして、所有者の特定まで時間を要しているところがございます。また、人命や道路の通行等に影響があり、環境上問題があるなど、特に緊急性が高い空き家等につきまして

は、指導を継続するとともに、特定空家候補として建設課と情報共有をしております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 引き続きまして、老朽空き家を解体する場合やその後の利活用の対策についてという部分で、私のほうから答弁させていただきます。

現状の空き家対策申し上げますと、利活用できる空き家につきましては、市ホームページにおきまして三笠市住宅情報バンクへの掲載を行っているところで、賃貸や売買を希望する空き家の所有者や住宅仲介業者などからの申出により、物件情報を掲載しております。

また、管理状況が悪い空き家につきましては、所有者に対しまして、適切な維持管理をお願いする文書を送付するなどの対策を行うほか、倒壊のおそれがあり周囲への影響が大きいと判断される危険な空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、特定空家に認定し、法に基づく指導や勧告、命令、状況によっては代執行による解体を進めているところでございます。なお、これまでの除却に関する実績といたしましては、令和2年から3か年で代執行は8件、あと指導や勧告等を行ってきた効果もあり、所有者が解体を行った建物は102件となっております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 消防長のほうでちょっと確認で、先ほどの3,470件のうち513件と。できたら、3年間ぐらい遡って分かりますでしょうか。令和2年ぐらいから3年、4年ぐらい分かりますか。

では、もう一ついいですか。

◎議長（武田悌一氏） はい。

◎3番（須河恵介氏） 建設部長、空き家バンク、これも3年間で何件何件というのは分かりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 申し訳ございません。今、資料がちょっとございませぬので、すみません。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 住宅情報バンクの年次的な部分でございますけれども、登録情報の提供につきましては、まず令和5年は306件、令和4年は280件、令和3年が267件、令和2年が252件となっております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 消防長、先ほど513件のお話ありましたがけれども、A、B、C、Dランクと。今の松本部長のバンクの登録の件数と。A、Bというのは、基本350件ぐらいなのですけども、A、B、Cとかも、先ほど言ったやつの306件の中には

入ってくるのでしょうかね。A、Bぐらいしか入れないというか、A、B、CもDも全部入れてこのバンクの数字なのでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 一部アパートの空き家のところも入ってございますけれども、大体バンクに情報を記載されている方のほとんどは、AもしくはBランクの方が多いです。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） これまでもいろんな議会の場で質問なり資料なり出ていて、私もそれを見てまいりましたけれども、空き家の数はきっと年々増加していると。これはもう逆に言うと、皆さんが空き家対策に積極的に取り組んでいただいた結果だと思うのですね。だから、それを、ではどう利用するかという議論が消防なり建設のほうがそこまでやっているとしたら、前回6月にも質問しましたけれども、例えば移住・定住の中で、今、解体するとき補助金があつて壊すと。なおかつ、それを買った人に、ある程度新築に、またプラスアルファするとありますよね。

そういう視点からいくと、あるまちでは、住宅バンクに登録した方のところに移住者が来たら奨励金というものを、要するに見合いが成功したら奨励金まで出すわけですよ。要するに、全部、本人本人なのですね。買って、売れた。ところが、バンクに登録して、まちの作戦として載せてもらって、なおかつそれを有効に使うという視点なのですね。そういうまちもあって、それがよく見ると、ほかの周辺のまちがやっていないからやったらいいのですよ。よく見るとほかのまちは実はやっていなくて、3万円という数字なのですね。たかが3万円なのですから、それがぐんと上がったということなのですよ。そこは登録したら3万円なのです。僕の考えは、登録はいいのですけれども、移住・定住でとか、作戦を練った中でうまくいけば奨励する。要するに、手続のお金ですよ、2万円、3万円というのは。だから、私が考えている作戦どおりにいった人にはお金を奨励しますよみたいな、そういう要綱をそのまちはつくって展開していて成功を収めているというのをちょっと見たものですから、これまでも移住・定住、私、6月に大変すばらしいということの評価しておりますので。

一方、こういう空き家バンク、空き地、そういう取組をしている所管との連動性でさっき言った補助金とかがあるとすれば、もう一步進んで、この空き地、空き家をどう捉えるのか。私たちがもう、さっき言ったA、B、C、DランクでDランクになるともう国が示している、2015年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、これで特定空家というものに指定されるとあったと思うのですが、どうも空き家イコール何か負の遺産的なイメージというのがあったと思うのです。今、逆に皆さんはそれを移住・定住に使われていると思いますので、私も同じようにこの部分を何か有効活用できないかなと。

それで、先ほど質問したように、時代がコロナ禍で変わってきて、今までの取組、空き家対策の次のステップとして、現在新しい生活様式の一つとして、働き方の改革の実証と

してテレワーク、在宅ワークが主流となって、地方移住を考えている方々が増えていると新聞等でもよく出ていますし、テレビでも取り上げていますね。地方間での移住者獲得に向けた競争が、今現在、起きていると。こういうのも新聞に載っていましたね。ですから、私は市内外へ向けた移住・定住促進のPR、6月の議会でも聞いて重々納得しているのですが、もう一步進んだ定住を目的とした補助制度なり、場所の提供によっては、例えば固定資産税が、解体したら6分の1が1回ちょっと上がるとかという、要するにちょっとしたところをなくしてあげるような、そういう、金額的に大きなものにならないのだけれども、昔々あった下水道の事業が私の記憶だと10万円というものが、私すぐに飛びつきましたけれども、浄化槽を造ったばかりの家で、5年後に来ると聞いていたので浄化槽を造ったら、すぐ爆発してしまい100万円をふいにした男ですけれども、たかが10万円でもそういう時代があったのをちょっと思いまして、そういう積極的な空き家を利用するという視点で、どなたかお答えいただくと、一応この質問は終わるのですが。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） まず、住宅情報バンクの現在の数値的な部分でちょっと御説明申し上げますと、先ほど申し上げたとおり住宅情報バンクは今306件の状況を提供してございまして、成約に至った件数は154件ございます。このうち、住宅バンクを通じて市外の方が家を購入されて移住されたという件数は26件ございますので、この部分は定住に結びついたと考えているところでございます。

また、あと、奨励金の話がちょっと出ましたので、住宅バンクを通じて成約に至っている物件の場合、建物を仲介業者が購入して、水回りなどをリフォームして販売された物件というふうになっておりますので、仲介業者に奨励金という部分を支払うこととなりますので、これはちょっと有効的ではないなというふうに考えております。

また、仲介業者を通さずに個人でバンクに掲載している情報につきましては、建物を解体した後に更地にした土地が多くて、販売価格も比較的安価に設定されているものが見受けられます。傾向といたしましては、財産を一定価格で処分したい方と、あと管理の関係で安価でもいいから、もうすぐにでも手放したいという方に分類されていると思われまして、その中で市が奨励金を支給するとなれば、早く手放したいという方は一定額をもらうことによって、どんどん希望価格が下がってしまうという部分に拍車をかけてしまうという可能性がございますから、ひいては、そこの地域に住まわれている市民の財産価値自体も下落するおそれがもしかしたらあるのかもしれないし、それにつながりかねないというふうにも考えられますので、また、そもそもバンクに登録されていない方と申しますと、既にやはり老朽化してしまって、リフォームをできない住宅をお持ちの方であったり、あと土地などの相続権を有する親族の方々が多数おられて、なかなか売買まで至らないと。あと、相続登記されていない方など、バンクに掲載する前に解決しなければならない別な問題を抱えている方がいらっしゃるとう聞きしたことがございます。

このことから現時点では、奨励金のほうはそういった制度を設けずに、我々としてはや

はりもっと利用できるようなPRの工夫であったり、あと、所有者がもう代替わりして市外に住まわれている方が多いものですから、現在行っている札幌での相談会、こちらのほうを強化してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 非常に前向きな答弁、ありがとうございました。

今までお答えいただいた内容で市内の空き家、空き地対策の取組に本当に頑張っておられるのだと、非常に整理整頓されている感じがしております。私は、空き家を負の遺産ではなく、まちづくりの資源と捉えるという視点はあるのですが、なかなかそこは一朝一夕にはいかないと思いますが、人口対策、地域の経済活性化につなげるような活用など、今後のステップに期待して次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 先ほどは申し訳ございませんでした。

空き家総数の令和4年と令和3年の数字が確認できましたので、御報告させていただきます。

まず、令和3年につきましては、総数483件でございます。ランク分けにしますと、Aランクが183、Bランクが173、Cランクが44、Dランクが83となっております。令和4年につきましては、総数が545件、ランク別にいきますと、Aランクが200、Bランクが196、Cランクが47、Dランクが102でございます。

以上でございます。申し訳ございませんでした。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

◎3番（須河恵介氏） これで終わります。

◎議長（武田悌一氏） 次に、障害者支援について答弁願います。

保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 私のほうから、第7期三笠市障害福祉計画・第3期三笠市障害児福祉計画の策定について、今期の具体的な取組のうち、虐待関連、あと次期に向けての障害者団体からの意見要望について答弁させていただきます。

障害者福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方または障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、上位計画であります障害者計画、三笠市ぬくもりハートプランでございますが、その実施計画に当たる計画であります。計画策定の根拠としましては、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議され、公表されているものであります。

まず、今期における虐待防止や擁護者に対する支援体制の充実に関する実態についてですが、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が平成23年に成立し、市町村は、虐待の通報を受けた場合には、速やかに当該障害者の安全の確保や対

応、障害者支援を行うことが規定されております。

本市においても、障害者担当所管であります保健福祉課の福祉係にて通報を受理し、事実確認から安全確保、擁護者支援などの対応を行っているところでございます。係内には専門職、社会福祉士等はいませんが、積極的に虐待対応研修などに参加し、対応について日々研さんしております。また、ふれあい健康センターの庁舎内には地域包括支援センターがありますので、社会福祉士などの専門職へ相談しながら対応している状況にあります。

また、虐待防止の視点も重要でありまして、事業者については国や北海道から周知文や研修案内などが届くたびに事業所へ伝達し意識向上を図り、市民に対しましても従前には広報等で周知させていただいております。そして、市や消防、医療機関、警察、福祉事業所など関係機関と日常から連携することで、虐待防止や早期発見のための関係性づくりを行っているところでございます。

このように従前から虐待対応を行っておりますが、第7期の計画作成においては、国から基本指針が示され、新たに障害者虐待防止も示されているため、計画に明文化し、より確実な対応を行っていきたいと思っております。

続きまして、第7期に向けて障害者や障害者団体、事業所からの意見、要望をどう反映させるかについてですが、今計画の上位計画であります障害者福祉計画ぬくもりハートプラン作成において、作成委員の構成メンバーである事業所や障害者団体から意見を聞き、作成しております。次期第7期の作成におきましても、事業所とは日常的に意見交換に努めており、意見や要望を確認できる状況にあります。また、障害者や障害者団体においても、ふれあい健康センターにて会議等を定期的に行っておりますので、日頃から意見や要望を確認することができる状況にあり、次期計画に反映させていただきたいと思っております。

ちなみに、今回の福祉タクシーの増額の部分だとか、あと憩いイスの設置場所の部分だとか、そういったことも障害者団体から意見を聞いた上で随時計画に反映させるところは反映させている状況にあります。

私からは以上です。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 私のほうから、一般就労の状況についてお話しさせていただきます。

障害者雇用につきましては、障害者雇用促進法、これによって企業義務が定められているところでございます。2023年現在の法定雇用率は2.3%となっておりまして、これは2026年中をめどに2.7%まで段階的に引き上げられる方針が、今、厚生労働省のほうから発表されてございます。ただ、この雇用率が達成できない企業に対するペナルティーにつきましては、常用雇用労働者が100人を超える事業者ということになってございまして、障害者数が不足している数、1人につき毎月5万円を国に納付する義務と

いうことを負わされるというものでございます。また、従業員43.5人以上の事業者につきましては、毎年6月1日現在の障害者雇用状況報告というものをハローワークに提出するという事になってございまして、雇用数が不足している、それが多い企業については、厚生労働省による直接的な指導が行われるということでもございます。

三笠市内の就労状況につきましては、従業員43.5人以上の事業者が4社でございます。そのうち、障害者を雇用できていない企業もでございます。雇用人数としては、現在5.5名というふうになってございます。その他、それ以外の企業、全てを把握しているものではございませんが、商工観光課が把握しております数としましては、ほかに4事業者ございまして、9名が雇用されているという状況でございます。

参考としまして、ハローワーク岩見沢管内での障害者雇用の状況については、先ほど申したとおり、従業員43.5人以上の事業者が67社という数字になってございまして、雇用率が2.74%、ちなみに北海道は2.44%で、雇用達成率が67.2%と、北海道については51.3%という状況でございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 総務課長。

◎総務課長（萬年剛至氏） 私からは、市役所における一般就労状況について御答弁させていただきたいと思っております。

まず、国及び地方公共団体における障害者法定雇用率でございますが、現在は経過措置期間となっております。今年度は基礎となる職員数の2.6%、次年度4月以降は2.8%、そして2026年7月以降は3%というふうに定められているところでございます。

これに対しまして、今年度の本市の状況といたしましては、障害者雇用率2.6%に基礎職員数199人を乗じた数である5.0人、こちらが法定の雇用数とされているところですが、本市の障害者雇用数の状況といたしましては6.5人、率にしますと3.27%となっております。国が定める障害者雇用率及び人数を上回っているといった状況となっております。

なお、障害者雇用数が6.5人と端数となっておりますことにつきましては、雇用されている方の障害の等級であったり、または勤務される時間によりまして、0.5人と換算されたり、または反対に2人と換算されることもございますので、整数とはなっていないものでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 働くという視点で言うと、やっぱり一般の方でも厳しいというときに、障害をお持ちの方というのは、国がこういうパーセンテージを入れないと、あと義務にしないと、なかなか事業主はしない厳しい現状があると思うのですね。

そこで、国が示す方針、すごい大事な方針に基づいた計画をつくると思うのですね。それで、障害児のほうでいくと、各地区に児童発達支援センターを設置ということが第3期

で方針として出ているのは間違いないでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 障害者発達支援センターですよね。次期の第4期の部分の基本指針に示されております。市町村に設置努力義務があるということです。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 時間的なことがあるのですけれども、要するに、国が示している指針というものは、今、私が思うように弱者なのですね。それをいかにみんなでフォローするかというところを、このまちは、もう30年以上前からそういうふうに取り組んできたまちだと思っているのですよ。ですから、そういうものを具体化するためには、さっき関係団体と意見交換している、これは本当ほっとするところもあって、市役所が上からではなくて吸い上げるような形の計画をぜひひつくりたいと思いますので、また次回こういう話を質問させていただきますので、経過等については教えていただければと思います。

質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 最後に、地域包括ケアシステムの充実について答弁願います。

保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 続きまして、私のほうから、地域包括ケアシステムの充実、福祉・介護・医療の人材不足の対策について答弁させていただきます。

少子高齢化社会の進展等により、ますます在宅介護、医療サービスに対する需要の増大、多様化が見込まれ、また、利用者本位の質の高いサービス提供が求められることから、地域包括ケアシステムの推進、サービス提供の根幹である人材の養成、確保が極めて重要であります。

しかし、全国的にも専門職や介護の担い手の不足が大きな課題となっており、本市においても例外ではなく、事業所等では職員の高齢化、離職、募集をかけても応募が少ないなど、人材の確保が難しい状況があります。

本市の取組の一つに介護の多様な担い手養成があります。訪問介護（ホームヘルパー）では、以前は介護職員初任者研修、ホームヘルパー2級を受講していなければホームヘルパーの事業所には従事できなかったのですが、生活援助、家事を中心に行うサービスを市独自で設定しております。これは人員基準を緩和し、無資格の方でも事業所へ従事し、市が指定したカリキュラムの研修を事業所もしくは地域包括支援センターで受講することで従事可能となっております。

また、介護職員の部分ではありますが、介護職員処遇改善加算について、現在は3つの加算がありますが、本市においてはそれぞれの加算を設定し各事業所が請求している状況にありますので、介護職員の処遇改善の一役となり、人材の確保につながればと考えている状況であります。

そして、従前、訪問介護は道や市から指定を受けた事業所でしか行えませんでした、

現在はボランティア等の住民主体型サービスの設定も介護保険では可能となっております。本市においては当該サービスはまだ設定しておりませんが、その準備段階としまして、地域の支え合い体制を構築すべく、介護支援ボランティアを養成し、各施設や地域の交流の場などでボランティアとして活動してもらっております。さらに、昨年度からは社協ボランティアセンターにて、その介護支援ボランティアを活用した、個別で高齢者宅へ訪問し、ホームヘルパーではできないようなちょっとした困り事の支援を行っております。今後は需要が高くなれば、住民主体型サービスへ移行することも第9次介護保険計画では検討すると、前回定例会の通告質問で回答しているとおりであります。

また、本市の取組の一つとしまして、シングルマザー安心サポート事業を実施しており、高等職業訓練促進給付金事業、看護師だとか准看護師、保育士、介護福祉士など、そういった資格を活用して就学する母子世帯の方が安心して資格を取得して暮らすことができるように、通学費や家賃などの助成をしております。

以上、申し上げましたが、今言ったことは人材確保の一つではありますが、介護保険施設や病院などといった機関では多種多様な専門職が従事しておりますので、全市的な専門職人材確保の施策が必要とは考えております。どこの市町村も人材確保は課題であり、情報共有を図りながら先進地事例の調査などを行い、本市の状況に合った方法を研究していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） ありがとうございます。第2回でも聞いて、また聞くのかというふうになって、あのときはちょっと時間がなくて自分の思いが言えなかったもので、あえて時間を取らせてもらいました。

もう時間がないので、先ほど言っていますように、人をうちの過疎地で、特に専門職を雇う、抱えるというのは、大変これから厳しい闘いになると思うのですね。すばらしい計画、すばらしい事業があっても、それがなかなか難しいとすれば、例えば、さっきもバンクで言いましたように、市外からそういう方を呼ぶ場合に、奨励金制度、ヘルパー養成講座、市外からの就業希望者への住居の無償提供、24時間体制の保育支援制度、効果的な職場の交流支援事業、スキルアップ研修への助成、介護職員の手当を上げてあげる、できたら担当所管は一極化したほうがいいとおっしゃったとおりだと思うのですね。これ重々皆さん分かっていることなので、あえて言いませんが、私は最後に、時間的にあれなのですけれども、地域包括ケアシステム、私の考えです。要するに、病気になってもできるだけ病院を離れ、住み慣れた地域で生活し続けるために助け合う仕組みを地域包括ケアシステムと、書いていますね。4つの方法があると。家族、近隣の人で支え合う互助、制度上の仕組み、国民からの収入の共助、自分自身で自分を助ける自助、公の負担による公助、要するに全部市役所ではないのですね。自分たちでもあるのですよ。周りでもあるのですね。ただ、コミュニティーも今厳しい、自分も厳しい。そうしたら、最後はやっぱり

どうしても役所という大企業に頼らざるを得ないのですね。だから、こういう質問をあえてしていますけれども、本市においても、待ったなしの人口減少、それから超高齢化を克服するためにも、地域包括ケアシステムという名を借りた人材確保、このまちはいいなど思わせる施策を取り組んでいただくことを要望いたしまして全ての質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 答弁、ありますか。ないですね。

以上で、須河議員の質問を終わります。

次に、1番青木議員、登壇願います。

（1番青木康博氏 登壇）

◎1番（青木康博氏） 令和5年第3回定例会一般質問の通告順に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほうよろしく願いいたします。

まず初めに、歴史・文化資料の保存についてお伺いいたします。

幌内炭鉱の資料が約30年間、旧幾春別小学校にて保存されておりましたが、ここ二、三年の間に、838箱を九州大学附属図書館付設記録資料館のほうに委託されております。現在の作業状況についてお聞かせいただきたいのと、今後の活用方法についてお聞かせください。

続きまして、災害対応時についてお伺いいたします。

地震災害時のインフラ状況について、当三笠市は、石狩低地東縁断層帯の主部に起因する地震が発生した場合、三笠市には三笠栗山線沿いに岩見沢断層があります。この断層が甚大な被害が予想され、通信障害、停電のおそれがありますが、災害発生時の通信ネットワーク、電源供給等の対応についてお聞かせください。

以上、登壇についての質問を終了いたします。御答弁のほう、よろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに歴史・文化保存について答弁願います。

博物館長。

◎博物館長（加納 学氏） 答弁させていただきます。

まず、これらの作業の整理状況ということでしたが、まず、これらの資料の九州大学附属図書館に移動された経緯からお話ししたいと思います。

これらの北炭文書というのは、平成2年に三笠へ会社文書として寄贈を受けたものでございます。これらは主に戦後の北炭の活動について記した記録文書でありまして、三笠市では受入れ直後から整理を実施していたのですが、量が膨大であること、それからももとの整理状態よくなかったこと、整理した文書を系統的に収納できるスペースがなかったことなどから、整理不十分のままとなり、整理が中断されて現在に至っていたものでした。近年になりまして、保管中の場所の環境が非常に悪化しまして、雨漏りやカビによる資料の劣化が大いに懸念される状態となっていました。

そういった状況下で、令和元年度に九州大学附属図書館より資料の寄託受入れの提案が

ございました。これは資料の九大附属図書館への移送、それから書類の薰蒸、整理、目録づくり、温度湿度の管理された収蔵庫での資料保管等、全て同大学附属図書館の負担でなされる提案となっていました。この提案について資料の長期保存、それから活用の推進、促進という観点で、所管で検討した結果、九州大学附属図書館に寄託を依頼することとし、令和2年11月に移送を実施したものでございます。

それで、目下の状況でございますが、現在、資料のクリーニング、整理、目録づくりを行っており、今後二、三年ほどで大きな整理は完了する見込みとのことでございます。ただし、細かい整理作業が残るため、目録の公開までには加えて数年を要する可能性がございます。

なお、整理完了後、三笠市が資料の返還を受けるためには、三笠市のほうで温度湿度の管理できる専用の保管庫を整備する必要がありますから、現段階では当面、九州大学附属図書館への寄託を継続する可能性が高いと考えております。

今後の活用見込みにつきましては、整理の完了後は、九州大学にて目録を公開しますので、閲覧申請と許諾を受ければ、資料の閲覧が可能となります。このことにより、多くの研究者が資料を研究する機会を生み出され、三笠の炭鉱と炭鉱のまち三笠の歴史について、新たな発見や大きな知見が得られることが期待できます。

また、本市としても、本市の重要な歴史資料でございますので、これらの文書についても活用していくことを積極的に検討していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。幌内炭鉱の資料につきましては、製本化されたものが多々あると思います。私も国会図書館等で資料を見に行くのですが、やっぱり製本化されているものしか、こちらの図書館にもありませんので、製本化されない資料については大変貴重だと思いますので、今後とも継続してリスト化と将来的にはPDF化など、データベース化して公開できるような状態にしていだければと思っております。なお、こちらでも費用が結構かかりますので、まず研究者の方については、九州のほうに行ってもらって、見ていただくという対応でお願いいたしたいと思っております。

また、三笠市史についても保管できる場所がありませんので、ほとんど九州大学のほうに保管されたままになってしまうと思いますが、開示できるような状態をずっと継続していただければと思います。

以上、質問終わります。

◎議長（武田悌一氏） 博物館長。

◎博物館長（加納 学氏） 資料につきましては、おっしゃるとおり、PDF化しますと、非常にパソコンからも閲覧することができて、非常によろしいのではございますが、いかんせん資料数が非常に膨大ですので、九州大学に全ての作業を費用的な面も含めましてお願いしている関係から、PDF化についてはちょっと難しいという返答でございませ

た。

ただし、資料を広く公開していくことが利用につながりますので、それについては九州大学と相談しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですね。

次に、災害対応について答弁願います。

消防長。

◎消防長（田川善幸氏） それでは、石狩低地東縁断層帯の概要と地震が発生した場合の通信ネットワーク、電源供給の状況について答弁いたします。

まず、文部科学省の地震調査研究推進本部がまとめている資料によりますと、石狩低地東縁断層帯主部については、美唄市から岩見沢市を経て安平町に至る長さ約66キロメートルの断層帯とされておりまして、この断層帯は1,000年から2,000年の間隔で活動し、最新の活動時期は1739年から1885年であった可能性があり、今後30年以内に地震が発生する確率はほぼゼロ%といったことで、文献のほうでは記載をされているところで確認をしております。

この断層帯がもし活動すると、マグニチュード7.9程度の地震が発生する可能性があると言われておりまして、三笠市の揺れとしまして、最大震度6強を観測すると予測をされていると。この地震が発生した場合、通信ネットワークや電源関係にどのような被害が発生するかについては、地震の規模や地盤の強弱、建物構造などによって変わるため、一概には言えませんが、平成28年4月に発生した熊本地震では、電柱の倒壊や折損、光ケーブルや引き込み線ケーブルの断線、停電等により携帯電話基地局の電波が止まるなど、通信ネットワークに大きな被害を受けております。また、電力会社の送電線や変電設備などに被害が発生し、大規模な停電も発生しておりますので、石狩低地東縁断層帯主部を震源とした地震が発生した場合、熊本地震ではマグニチュード7.3と言われておりますけれども、それ以上のこの断層帯は7.9ということですから、本市においても相当の被害の発生が予想されるというふうに考えてございます。

災害時における災害情報や災害報告等の通信連絡の方法につきましては、NTT東日本などの電気通信事業者の災害時優先電話を主に利用しまして、それが利用できない場合につきましては、衛星携帯電話、防災行政無線、消防無線、北海道総合行政情報ネットワークなどにより、使用可能な通信手段を活用したいと考えてございます。また、避難者用として災害時の通信手段の確保のため、NTT東日本との協定によりまして、災害時用公衆電話を使用することができるように、各市民センターとふれあい健康センターの避難所に整備しているところでございます。

電源供給の関係については、電気事業者を確認しているところでは、美唄市の峰延開閉所から送電されてくる鉄塔や幾春別変電所に被害があった場合には、長時間の停電が発生する可能性があるということですので、その際には復旧工事と併せて各地から発電機や電

源車を配備し、電源供給に当たるものと確認をしてございます。

地震はいつ発生するか分かりません。大規模災害が発生した場合に備えて、電気事業者、北海道電力ネットワーク株式会社との間に、大規模災害発生時における相互協力に関する協定も締結しておりますので、災害発生時には早期復旧を図るため、協力して対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。もし、地震が発生した場合、東部と岩見沢と三笠側で段差が2メートル以上できるという報告が出ていまして、この段差ができることによって、孤立化する可能性が大いにあると思います。こちらの断層で段差ができた場合、芦別や夕張方向の道路のほうがもし大丈夫であれば、そちらのほうに通れる可能性もありますし、ただ、こちらのほうが通信のネットワークが整備されていない状態です。こちらの道路のほうを通信事業者のほうに、通信設備の整備をお願いできればと思います。現に今基地局を1か所造るのに大体1億円以上かかると言われております。この基地局を造るのではなくて、よく地下鉄の中とかで使える漏洩同軸というのがあるのですが、そのケーブルを使って費用を少しでも安くできればと思います。

先ほどありました峰延開閉所と弥生にある幾春別変電所、その先にある桂沢発電所、正式には桂沢発電所までが北電のネットワークの線として、峰延開閉所をオープンさせた状態で、桂沢発電所で発電した電気を幾春別変電所から三笠市内に送ることができれば、もうちょっと復旧について短縮できるのではないかなと思います。桂沢発電所は、この間私も視察行ったのですが、通常は北電からの電気をもらって内部の機器を制御しているのを、一定の期間ダムの水がたまってきたときは放水しながら発電して蓄電池ためているということですので、ある程度の電源確保はできると思います。

あと通信につきましても、私も以前、東日本に地震のときに東京で勤務をしていました。日本最初の高層ビルに勤務していました。そこから歩いて多摩川を渡って家まで帰ったのですが、大体6時間ぐらいかかりました。通常ですと3時間あれが帰れるところなのですが、人が多くて前に進まない状態で帰ったのですが、そのときにやっぱりビルのほうも、階段のシャフトの石膏ボードが割れたりとか、結構ひどい被害はあったのですが、やっぱり最初に造ったビルだけあって丈夫でした。三笠にはそんな高い建物はないと思うのですが、やっぱり地震の揺れというのはかなりの揺れがありますので、コンクリートでできている建物の老朽化とか、あとは日本遺産になっている建物とかの被害も出る可能性はありますので、こういう建物の被害が発生した場合、当時、通信で一番活躍したのがアマチュア無線でした。私のほうもアマチュア無線をやっています、ずっと聞いていたのですが、安否確認がずっと2週間ぐらい続いておりました。北海道というよりも、この三笠にもアマチュア無線の非常通信ネットワークのキー局が中学校のそばの方がやっておりますので、三笠市でもアマチュア無線を活用できると思います。

私のほうもアマチュア無線をやっているのですが、協力はできると思いまして、多分三笠市では5人ぐらいは確実に協力できると思いますので、安否確認等は市町村防災を含めて有効に使っていただければと思います。

以上で、質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） どうもありがとうございます。

岩見沢方面のルートがそういう段差によって、東側の活用ということでは、通信網が確保されていないといったところでございますけれども、まだはっきりした情報ではございませんけれども、452の携帯局の設置計画はあるということですが、詳細までは存じ上げませんが、計画はあるというようなことで確認をしております。

それと、電気の送電のほうにつきましては、発電所がダウンしない限りは、確かに幾春別変電所までは送電はされます。ただ、その電気がつくられたものについては、周波数が一定ではないというようなことで、それを調整しなければならないというようなところで、その調整する設備が幾春別の変電所にはないというようなことで、直接三笠市でそういうダウンしたとき、停電したときには、直接配電することができないというようなことで確認をしているところでございます。

それと、アマチュア無線の部分については、私どもも総務省の免許人の登録を見ますと、三笠市内では10件ほどの登録があるのかなというふうに考えておりますけれども、地域防災計画にもアマチュア無線というようなところでのその情報の活用ということが規定してございますので、何かございましたら、そのときにはお声かけをして協力していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。三笠市は大体70局ぐらい無線局がありますので、活用できると思います。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員、質問よろしいですね。

◎1番（青木康博氏） はい。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、青木議員の質問を終わります。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。午後2時30分から会議を再開します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番畠山議員、登壇願います。

（6番畠山 宰氏 登壇）

◎6番（畠山 宰氏） 令和5年第3回定例会に当たり、通告順に従い質問させていただきます。

きますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

8月には議員一同、各市民センターにおいて議会報告会、意見交換会を開催してきた次第であります。この意見交換会の各会場において様々な御意見をいただいていたわけですが、大変厳しい声がかかる場面もあったことも事実でありまして、真摯に受け止め、本日はこの一般質問の場にて市民の皆様の御意見の代弁とともに、独自見解も交えながら質問してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、弥生藤枝町道道交差点についてお伺ひいたします。

数年前に新しい道道が完成し、新たに十字路の交差点が生じたことにより、手押し式の信号が設置されました。

そこで質問ですが、令和元年9月定例会では、さらに4灯式信号機設置の要望を警察署に訴えていくことをお願ひした経緯がありますが、その後どういった経過をたどっているのか、お聞かせください。

2つ目に、唐松河川緑地公園についてお伺ひいたします。

9月2日、3日にかけて、ファミリーランドみかさ遊園にて、MIKASA AMUSEMENT PARK OUTDOOR WORLD実行委員会が主催するキャンプや各種体験イベントを楽しみながら、「アウトドア×防災レジリエンス」をテーマに秋のアウトドアを満喫する2日間のイベントが行われました。魅力あるガレージブランドのアウトドアギア販売や各種体験プログラム、防災イベント、グルメ、野外ライブなど盛りだくさんの内容であり、私も一部ではありますが足を運んでまいりました。市外からと思われる家族連れの方やその仲間とそれぞれキャンプを楽しみながら、秋のアウトドアを満喫している様子をうかがうことができました。2020年から2022年のコロナ禍の3年間でキャンプの人気は高まり、第2次キャンプブーム到来とも言われたようであります。リサイクルショップ店員のお話では、巣ごもり需要が終わり、キャンプ用品を売りに来る人がかなり多いということで、ブームの終焉かという話題も耳したりしますが、ブームは終焉というわけではなく、新たな形で定着しつつある見方もできるわけであります。

コロナ禍では経験者がキャンプをすることを控えたようではありますが、逆に始めた人も一定数いること、コロナ明けでキャンプ用品の特需は減っているが、キャンプ人口自体は大きく増えているようであります。コロナ禍とコロナ明けの頻度を比較しますと、キャンプをやめていた人の多くが再開したいと考えている傾向があるとのことであります。さらに、コロナ禍でキャンプを始めた人も、コロナ明けでやめる人は少なく、さらに回数を増やすなど、引き続き楽しみたいと考えている方が多いようであります。そうしますと、ブームがコロナ明けで終わったわけではなく、新たな形で進行中であるのではないかと思われます。

そこで、2つ目の質問ですが、唐松河川緑地公園周辺について草刈りなどの管理がなされ、整備がされているようではありますが、将来的に利活用できる可能性があるのか、まずは周辺の状態や設備など現在の状況についてお聞かせください。

3つ目に、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。

9月20日から全年代を対象に、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種が始まります。ウイルスが流行し出してから3年半以上が過ぎ、またワクチンの接種が開始されてからは2年半以上が過ぎたこととなります。その間にもウイルスの変異はし続け、あらゆる社会的な混乱が生じ、様々なダメージがあったことは言うまでもありません。事態の一刻も早い収束を願い、緊急承認であったこの新しいタイプのワクチンではありますが、ワクチンの承認がより厳しいのは病気の人に使うのか、健康な人に使うのかという違いが大きなものであります。もともと健康な人が病気にならないために投与しますので、その分、安全基準が厳しいはずであります。

そこで、質問ですが、これまで行われてきました接種によって報告された副反応、後遺症例についてお伺いいたします。

多い方では6回の接種が行われてきましたが、統計情報からこれまで全国的にどのような副反応や接種後の後遺症例が報告されているのか、お聞かせください。

以上で、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに弥生藤枝町道道交差点について答弁願います。消防長。

◎消防長（田川善幸氏） それでは、藤枝町の4灯式の信号機の設置要望ということでの経過ですけれども、答弁いたしたいと思います。

4灯式の信号機の設置要望の経過につきましては、平成29年度に道路が完成したわけですけれども、それ以降、設置要望というようなところで、令和元年から毎年要望継続しておりまして、岩見沢警察署に要望しているところでありまして、今年度においても交通量調査を計画しておりますので、引き続きその結果を踏まえ、要望していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） では、まず弥生藤枝町道道交差点について再質問させていただきますけれども、この交差点につきましては、見通しの悪い交差点の一つであると認識しているところであります。そこで、何件かここでも事故が起きているのかなということをお伺いいたしますけれども、今日まで延べどのくらい事故件数は生じているのか、また最近の傾向などありましたら教えていただきたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 弥生藤枝町の交差点におけます交通事故の発生件数でございますけれども、道道完成後の平成29年から直近令和5年8月、ここでの人身事故は1件も発生はしてございません。物損事故に関しましては、この間20件発生しております。最近の傾向としましては、まず平成30年から追っていきますと、平成30年の物損事故が6件、令和元年が3件、令和2年が1件、令和3年がゼロ件、令和4年が4件、今年に

入ってからは1件となっております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） まず、人身事故がないというところで、そこはひとつ安心なのですが、物損事故が20件あったということで、自分が想像していたよりは思ったよりも事故件数は少ないなというような印象ではありますけれども、ただやっぱり見通しが悪いということは確かであると思っております。

そこで、この点、見通しの悪さというところから、何か対策というものは考えておられるのか、その点教えていただきたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 今の見通し悪いというようなことが背景にございますので、私たちとしましては、ただ要望するだけではなく、今年の春からドライバーに対してこの交差点の危険性を訴えるため、道道岩見沢岩桂線の交差点の手前に電柱に掲示できる注意看板、こちらのほうをのぼりを10本セットしまして、設置してございます。これを実施して交通事故防止の注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） まずは、そののぼりの対策などをしていただいているということで、大変ありがとうございます。

私も実は何度か怖い思いを体験しておりまして、といたしますのは、春光町から降りてくる、桂沢方面に右折する車が一時停止をどうも不十分というか、前に出ないとなかなか見通しが悪くて確認できない状態もあるのですけれども、それがタイミングもあってぶつかりそうな状態になったことが、夏よりも冬のほうが多いのですけれども、冬にそういう経験をしているところであります。のぼり、大変ありがたいのですけれども、また看板ありがたいのですけれども、のぼりやそういった掲示があっても、あの辺、草木が伸びることも大変あると思っておりますので、そういったところで、そういった看板の目立ちやすさが損なわれないようお願いしたいと思っております。

また、主にやっぱり冬の堆積した雪によって、そういった危険性が増すのかなと思っております。ですので、その冬の交差点の除雪対策なども十分をお願いしたいと思っております。

そこで、今年度も交通量調査されるということで、信号機設置の要望に当たり、交通量の基準もあったかと思っております。たしか、記憶では1時間当たり300台程度と伺ってございましたけれども、この交通量の基準は毎年満たしている状態なのか、その点いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 基準につきましては、主要道路の1時間当たりの自動車往復交

通量が、原則として300台以上であることが条件となっておりまして、令和元年からの調査でございますけれども、交通量調査においては交通量が300台を超えているといったところで、満たしているところでありまして、満たし続けているといったところでございます。

また、私どもの調査についても、月を変えながらそういう交通量の多いところがあるのではないかということを見計らいながら、昨年に行った交通量調査でいきますと、岩三線で531台、岩桂線で357台ということで、これは昨年の9月25日の日曜日に実施した数字でございますので、300台というのはもう通年、毎日ではないかもしれませんが、ここはクリアしているといったふうな考えであります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 確かに毎日ではないと思っておりますけれども、500台以上となると、かなりやっぱり交差点の危険性もまた増してくるのかなというような印象でありましたけれども、今年度も交通量調査を行われるということで、もう既に行われたのか、これから行っていくのか、その点いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 今年度におきましても、今月の下旬に実施する予定でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） まずは、その交通量調査の結果も非常に気にしているところありますけれども、この設置要望というのは要望毎年しておられるということでしたけれども、これは年に1回の要望というふうになってくるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（田川善幸氏） 要望書の提出につきましては、年1回先ほど申しました交通量調査の結果に基づいて、それを要望書として提出してございます。重大事故が発生しないように、新たに先ほど申しました新たな取組として、そういう看板だとか、のぼりということで、ここの交差点が危ないのだということをそれを要望書に付け加えた中で、ちょっと違った形でまた要望していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 地元の方からもこの要望の声というのは、今も上がってきております。引き続き、毎年要望されているということで非常にありがたい限りなのですが、引き続きこの点につきましては、粘り強く要望お願いしたいと思います。

以上で、次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 次に、唐松河川緑地公園周辺について答弁願います。

建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） それでは、私のほうから唐松河川緑地の公園の現状と、あと設備の状況につきまして御説明させていただきます。

唐松河川緑地公園におきましては、平成9年に国が水辺の楽校として整備されたことに伴いまして、平成11年1月に三笠市の都市公園として認定をしたところでございまして、面積としては1.33ヘクタールで一部が河川敷地となっております。

水辺の楽校は平成25年に河川事務所から廃止に向けた申出がございまして、連合町内会や地域の関係団体と協議を行いまして、平成26年度をもって水辺の楽校としての位置づけは廃止はされましたけれども、当時、地元と協議を行った際に、向かいにございますパークゴルフ場側での利用されている方がいらっしゃるということもございましたので、公園としての位置づけは残して、他の都市公園と同じレベルで、現在、維持管理を行っている状況でございます。

また、設備の状況という点ですけれども、まずトイレにつきましては、管理棟に併設されておまして、その所有が開発局となっております。現在、閉鎖されておりますので、使用することはできません。また、水飲み場につきましては、現状利用者が少ないということもございまして、水道は今閉栓しているような状況になっております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 周辺いろいろな設備があるということで、その点も少し再質問させていただきたいと思っておりますけれども、トイレについては開発局の管轄であるということをお伺いしましたけれども、これトイレは設備上問題はないのでしょうか。今すぐ使おうと思えば使える状態にあるのか。管轄が違うので自由にはできない部分があると思うのですけれども、まず物理的な面で使用可能なかどうか、その辺いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 水辺の楽校自体が廃止されてから、約10年が経過してございます。建物の中の設備自体がそのまま何か腐食等々がしていなければ、すぐに使えるとは思いますが、まずは中の確認をしなければ、すぐ使えるかどうかというところははっきり申し上げられないかなとは思っております。

また、管理棟使用に当たっては、持ち主が開発局になりますから、協議の上というふうな形になると思っております

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） では、もう一点、その水場についてなのですけれども、私も先週確認してまいりまして、水道のようなものがあると。今、閉じている状態かと思えますけれども、こちらについても開けば十分に使える状態にあるのか、その点はいかがでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 水飲み場につきましては、露出している部分が少ないといい

ますか、小さい部分ですので、利用者がいて、水を使いたいという方がいらっしゃれば、すぐにでもこちらのほうは開栓できるような状況になっております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 私も実際この辺ちょっと歩いてみまして、草刈りもされておりました、非常に思ったより、私が想像していたよりきれいに整備されているなという状況がありました。また、このふだん草刈りをされている状態だと思うのですが、こちらについてはどういった管理、ふだんなされているのか、お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 草刈りにおきましては、他の都市公園と同様に、市で草刈り業務を委託しております、年3回、6月、8月、10月に実施をしている状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 年に3回そういった整備がされているということで、整備についても十分されているのかなと思っておりますけれども、これもし仮に条例上ですとか、法的な面含めて、この辺一帯をキャンプ場として展開することは可能なかどうか、その点はいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） まず、法的な部分でございますけれども、都市公園法におきましては、主に風営法に規定する施設だとか、あと民間の営利目的となる広告塔の設置などは認められておりません。また、当市の都市公園条例におきましては、行為の制限であったり、禁止について規定をしているところでございますが、主に立木を伐採することだとか、あと指定された場所以外でたき火をすることなど、他の利用者へ妨げとなるものは規定させていただいてございますけれども、それらに抵触しないものにつきましては、幅広く利用することができます。

都市公園の中でキャンプ場を行うということは、法的には問題ございませんし、今、本州等々でもそういった部分やられるところございますから、法的な部分としては問題ないというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 幾つかハードルもあることだというふうに私は認識しておりますけれども、桂沢、特にみかさ遊園が非常にキャンプ客が毎年多くの方訪れていると。あの辺も条例の整備ですとか、いろんなまたやっとなければいけない部分たくさんあるのですけれども、私の一つの感度として、桂沢に集中していくのがいいものなのか、あるいは市内にそういった自由に使えるキャンプ場としてのものが点在していくのがいいものなのか、その点まだ私自身もなかなか見極めができない部分でありますけれども、ただ、唐松に関しましては、川も近いことがありまして、キャンプと組み合わせて何かサバイバル講座的なものをできないかなというのが、私の感度であったのですけれども、例えば川から

飲料水の確保の仕方ですとか、万が一の際の生きるための知恵を獲得するような場ですとか、そういったことも展開できるのかなというようにその思いもあったわけでありましてけれども、桂沢のことも考えながらいろいろ思い巡らせていながら、点在、また一極集中、どちらがいいのか、まちを挙げてそういったイメージをつくっていくのがいいのかというか、そんな思いを巡らせていたのですけれども、何か行政としての感度はありますか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） まず、河川空間と緑地空間の融合と申しますか、そういった部分の利活用という点だと思いますけれども、まず、ここ唐松河川緑地公園の水辺の楽校のところにおきましては、先ほども申し上げましたが、廃止してから10年が経過してございまして、樹木もかなり繁茂し、あと浸水域ではなかなか安全性を確保するという点が少し難しいかなというふうに思っております。

また、川の利用という部分の点だけを見れば、現在ジオツアーで実施しておりますラフティングのツアーの中で、川の中に入りまして、流れに対する泳ぎ方ですとか、あとレスキューロープの投げ方など、川に落ちたときに対処する方法などメニューに取り込んで、今、実施しているような状況でございます。また、現在、議員おっしゃるとおり、時代の変化と申しますか、多様化したニーズに対応していくために、公共施設の跡地などを利用して、キャンプ場などの展開に移行されているところもあります。

当市でも事業展開をしていくとすれば、現在、利用されているみかさ遊園や、あとジオを活用するものとか、もしくは農業と融合するようなものなど、どこが適した場所なのかという部分につきましては、内部で、今、模索している最中ございまして、ただ、近年本州などで発生しております大雨による被害が甚大化しているということもございまして、なかなか川のそばでキャンプ場をやるというのは、増水のおそれもございまして、安全性が十分確保できる場所でなければ適さないというふうに考えておりますので、ここの唐松河川緑地公園におきましては、検討の場からは外しているような状況でございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 閉鎖されて時間がたっているところもありまして、私、改めまして、この市内の状況と申しますか、施設も拝見する中で、素材はまだまだ三笠市にはあるなど改めて考えさせられたところであります。そこは使えるか使えないかは、まず別として、まだまだ可能性がある素材がある、生かしていかなければいけないというような思いの中で、私の一つの課題として、今後も取り組まさせていただきたいと思っております。

以上で、次の質問に移ります。

◎議長（武田悌一氏） 最後に、新型コロナウイルスワクチン接種について答弁願います。

保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 私のほうから、新型コロナウイルスワクチンの接種について副反応、後遺症の例について報告させていただきます。

新型コロナワクチン接種は、令和3年5月から開始しまして、初回接種の1、2回目、それ以降は臨時接種としまして、今日まで最大6回の接種を行ってきております。当初は医療従事者、高齢者、基礎疾患、一般は18歳以上の方が対象でありましたが、その後、一般が12歳に引き下げられたり、5歳から11歳の小児用ワクチン、さらには6か月から4歳までの乳幼児ワクチンとして拡大してきております。

使用ワクチンは本市としてはファイザー社製、モデルナ社製、武田社製をそれぞれ設定し、選択できるように配慮してきております。接種会場におきましては、ふれあい健康センターや各市民センターの集団接種会場と、市内の2医療機関での個別接種を実施してきております。国が公表しているこれまでの副反応の主な症状としましては、頭痛、倦怠感、痛み、発熱などから、心筋炎や心膜炎などの症状が報告されているところであります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 実に様々な症例が報告されてきているのかなと思っておりますけれども、新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費として、今回2,763万4,000円が予算提案されておりますけれども、この予算の中で市内でどれくらいのショット数の確保になるのか、その点教えていただけたらと思います。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 今回、令和5年の秋接種開始の想定人数なのでありますが、生後6か月以上の方全員が対象となりますので、初回接種から最大で7回目接種の方が対象となります。ワクチン接種には集団免疫の効果があるため、本市的には確実な量の接種機会を確保するため、対象者の8割相当分であります5,700人分の接種を想定して予算要求をさせていただいているところであります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 国としては、秋接種用として2,500万回分を確保したということでもありますけれども、本市としては8割に当たるという、その数値からいくと、多い値を確保されたのだなというところをうかがいますけれども、市内の方の直近の接種率というのは、どのくらいになっておりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 直近でいきますと、今回の春接種は高齢者しかいませんでしたので、高齢者の春接種の接種率でいきますと、50%を超えております。全市民的にいきますと、オミクロン株対応ワクチン、3から5回目でいきますと、接種率でいきますと、63%の方が接種されているという状況になります。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 1、2回目接種時は、恐らく9割近かったのかなと思っておりま
すけれども、その頃に比べると、やはり接種率が落ちてきているというようなことかと思
います。

そこで、各自接種されるに当たって、接種券の郵送が始まることかと思えますけれど
も、これ自治体によっては、ワンクッション置くような形を取っておられるところもある
ようです。手間はかかってしまうのですが、それはいきなり接種券が送られてきて
しまうと、必要以上にプレッシャーを与えないようにというような配慮だったようなので
すけれども、当市に当たっては、今回の郵送の仕方、どのような形を取るのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） これまでも本市におけるワクチン接種の案内につきまし
ては、ワクチンの接種券を送る以前に、ホームページだとか、あと新聞折り込みチラシで
接種機会の案内をしております。それがワンクッションになるのかなというところがあり
ます。

あと、その後、今回送るのは、初回接種を終えた方に、全対象者の方に送る予定であり
ます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 接種後の副反応についてということでお伺いしてきましたけれど
も、この接種後の副反応については、2つの制度がどうもあるようでありまして、1つは
安全性を評価するための副反応疑い報告制度、これは医療機関が主にPMDAを通じて厚
労省に対して報告をする形かと思えます。

そこで、接種後に亡くなられたという報告というのは、どのぐらい報告が来ているので
しょうか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 予防接種法、医療品医療機器等法におきまして副反応の
疑いの報告がされているところでありますが、国の報告によりますと、最新の死亡例の報
告状況の整理では、3つあるのですけれども、ワクチンとの因果関係が否定できないと判
断されたケースには2件となっております。ほかは、因果関係が認められないだとか、情
報不足等により死亡との因果関係が評価できないというような報告となっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 数値的な部分では、どのぐらい報告が上がってきておりますで
しょうか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 今言ったように因果関係が否定できない件数は2件の

ですが、ワクチンと死亡との因果関係が認められないのが11件、あと情報不足によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないものが2,069件で、合計2,082件が報告されていると確認しております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） まず、因果関係は別として、接種後に亡くなられたという報告が2,000人を超えている状況かと思えます。

もう一つの制度として、被害を受けた人の救済また補償するための予防接種健康被害救済制度、これもあるかと思えます。こちらについてはどのくらい申請が上がってきて、どれだけ認定されているのか、その点はいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 健康被害救済法における受理件数、認定件数なのですが、直近でいきますと、8,667件が国のほうに進達受理件数があるということです。うち、認定件数は4,098件というふうになっております。

ただ、これはこの救済制度の審理は、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることも否定できない場合も対象となっていることは留意するというふうに書いてあります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） これまでもコロナワクチンに限らず、いろんなワクチンが接種されてきて、それに対して救済認定件数が上がってきていると思えます。これまでの全てのワクチン救済認定件数とこのコロナワクチンでの救済認定件数を比較してみると、どういった傾向見られますか。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） やっぱりコロナワクチンを打たれている総体が大きいので、受理件数はほかの予防救済法よりは大きい件数にはなっているというように認識しております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 確かに回数が多いので、分母が大きいというようなところかと思うのですが、ただ、この認識の仕方によっては、僅か2年半で、たった一つのワクチン救済認定件数が、この救済制度恐らく1977年から制定されてきているのかなと思っております。コロナワクチンが普及する前、約45年間を調べると、その件数、もう既にはるかに超えてしまったという認識で私はおります。それで、さらに副反応による健康被害報告者というのも、3万6,000人を超えているような状況なのかなと思っております。また、この認定自体も追いついていない状況でありますし、また申請も毎月増えているような状況かと思っております。

こういった事態をなかなか情報取れずにおられる方もいるのかなという状況、私思っておりますけれども、こうした今までもワクチンに対してリスクがありますよ、今までになような副反応が出るおそれがありますよ、そういった周知していただいていたことはあると思うのですけれども、やっぱりこういった状態、ありますよという情報も必要なのかなと。任意接種でありますから、それぞれが判断していただくのですけれども、その中でやっぱり慎重に判断していただきたいというのが、私の思いであります。そういった思いで進めてもらいたいという私の思いなのですけれども、その点はいかがでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 従前から、接種券を送る際に副反応の説明書だとか、新たな副反応の主な症状を同封して送っております。その上で、同意を得た方に接種すると。接種当日も予診票を保健師が確認するのですけれども、そのときに前回の副反応はどうでしたかというようなことも確認しながら、もしあったら、そのときに医師もいますので、医師と相談しながら同意を得た方を接種をしているという状況にあります。もちろん今後もそういった副反応の部分だとかの周知をしていきながら、接種の案内をしていききたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 十分な注意喚起とともに任意接種の方向でそれぞれ判断していただきたいと思うのですけれども、私1つすごく懸念しますのは、ここまで接種回数が多いのは恐らく日本だけなのではないかなという認識であります。

そこで、秋接種で使用されるXBB.1.5対応ワクチンであるかと思えます。これは恐らく人への臨床試験していないのではないかなという認識なのですね。これはマウスでの臨床試験のみであると。過去にはサリドマイドですとか、薬害エイズの事例もありますので、接種について極めて慎重な判断をしていただきたいという思い、またインフォームドコンセントも十分な形でお願いしますというところで、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、畠山議員の質問を終わります。

最後に、4番浅尾議員、登壇願います。

（4番浅尾三吉氏 登壇）

◎4番（浅尾三吉氏） 令和5年第3回定例会一般質問の通告に従いまして、質問いたします。

最初に、認知症の方や家族への支援についてでございます。

2025年には、65歳以上の5人に1人は認知症になると言われています。三笠市でも認知症に対する様々な取組が行われていますが、現在行われている具体的な内容についてお聞きいたします。

また、今年の6月14日に認知症基本法が成立しました。認知症基本法第1章8条に

は、国民の責務、国民みんなが認知症に関する正しい理解を深めていかななくてはならないこと、共生社会の実現に向かって努力しなくてはならないことなどが記されております。これを受けて、三笠市がこれからやっというと考えていることがあれば、お聞きいたします。

次に、奨学金返還支援でございます。

文部科学省によると、昨年度日本学生支援機構の奨学金を借りている学生は123万人とのことです。これは、学生の2人に1人が借りている計算になります。奨学金の返還は若者に大変な負担になっているため、学生支援の考え方についてお聞きします。

国は、地域内の企業へ若者が就職する場合、奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しています。若者が抱える奨学金の返還を、地方公共団体が支援する取組です。これにより地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やUターン、Iターン、Jターンを促すことにつながるからです。奨学金の返還支援については、ちょうど1年前の令和4年第3回三笠市議会定例会で、只野前議員が質問しておりました。その回答で、今後も他の自治体の実施状況、関係団体などとの調整、意見をいただき検討を続けてまいりたいと思っておりますとの回答がありました。

コロナ禍の縛りが解け、1年前とは様々な状況の変化が見て取れます。移動人口の増加、三笠市でも石炭地下ガス化の進展、三笠観光協会のDMO登録申請、そして次世代半導体プロジェクトが具体化して、千歳市に製造拠点を造ることが決定して、それに関連したニュースが連日のように報道されるなどしております。奨学金返還を抱える若い世代の人材も多数入ってくる状況になっているのではないかなとも思っております。

北海道ホームページに紹介された空知管内の他の自治体の奨学金返還支援の実施状況を見ると、返還支援型として2市1町、夕張市、深川市、栗山町が実施しております。夕張市が今年の転入者から年額24万円、最大5年間で120万円の支援の事業が始まっています。深川市では月額1万円、最大3万円、3年間で36万円の支援、栗山町、月額1万2,500円、最大3年間で45万円の支援です。このように空知管内では、大変少ない状況です。道内全体を見ても、取り組んでいる自治体も支援する金額も多くありません。こういう現在の状況だからこそ、本市において奨学金返還支援制度に取り組むときと考えていますが、いかがでしょうか。

また、企業の奨学金返還支援（代理返還）制度というのもあります。その周知についても併せて行ってはどうかと考えています。この制度は独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金基金、それを受けていた従業員に対し、企業が返還金額の一部または全額を代理で返還する制度です。企業にとってのメリットは、代理返還は給与として損金算入されます。また、賃上げ促進税制の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の条件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用を受けることができます。さらに、企業のイメージアップや労働力不足解消につながります。このようなことを含めて、市内の企業へ奨学金返還支援（代理返還）制度の周知について、市のほうから働きかけてはど

うでしょうか。

御答弁のほど、以上、よろしくお願ひいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに認知症について答弁願ひます。

保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 私のほうから、認知症について認知症の方や家族への支援について答弁させていただきます。

本市の認知症支援や取組につきましては、地域包括支援センターにて介護保険法の地域支援事業の一つとしまして、認知症総合支援事業を実施しております。

御質問のとおり、本市においても、認知症の疑いがあると相談を受けることが多くなっております。認知症支援の重要なことの一つに、まず認知症であるかをしっかり診断してもらうことがあります。もしかしたら、別の病気や別の要因でそのような状態になっている可能性があります。仮に認知症であれば、可能な限り早期に治療を開始することで、その後の進行を遅らせることや意思がはっきりしている段階で、その後の生活を自己決定できます。そうした早期の受療を支援するため、本市におきましては認知症初期集中支援事業を実施しております。医師、保健師、社会福祉士の専門職が認知症初期集中支援チームを組み、初期の段階で集中的に支援に入り、受療へつなげております。

また、認知症地域支援推進委員を地域包括支援センターに配置し、地域での認知症理解の普及啓発を行っております。具体的には、認知症カフェの開催を支援し、認知症本人、家族、地域の方、専門職などが集い、認知症の理解や交流などを行っております。本市では地域包括支援センターが直営で実施しているのに加え、市内に認知症対応型グループホームを運営している事業者に定期的に実施していただいております。

ほかの施策としましては、平成23年度から認知症サポーター養成講座を開催し、地域の方へ認知症に対する正しい知識と理解を持ち、さりげなく見守ってくれるサポーターを養成しております。本市においては、これまで約850人の方に受講していただいております。また、市役所の新任研修のカリキュラムに組んでもらったり、警察や消防、金融機関、スーパーマーケットなど、事業所、ほか町内会や老人クラブ、高齢者サロン、個人などあらゆるところへ出向いて実施、講座を開催しております。なお、以前は市議会議員の皆様を対象に開催し、受講いただいたこともあります。今後は、その養成したサポーターに、可能な限り認知症支援者として活動していただけるようなチームオレンジを結成できればと考えております。

次には、本年と一昨年には別事業ではありますが、介護支援ボランティアのフォローアップ研修としまして、認知症介護のドキュメンタリー映画を上映し、認知症の普及啓発として一般市民の方にも開放しました。参加者からは、認知症を考える機会となったと好評をいただいております。

次には、可能な限り在宅で生活していただきたいのですが、認知症が進行すると一人で外出し自宅に戻れなくなる場合もあります。本市においては、警察や消防、公共交通機

関、介護事業者などとネットワークを組み、徘徊時に速やかに検索するSOSネットワークを構築しております。徘徊のおそれのある方は事前に市に登録し、より速やかに検索できる体制を整えております。

また、認知症の段階により、いつどこに相談をして、どのような医療機関があり、どのようなサービスが利用できるかなどの一連の支援方法をまとめた認知症ケアパスを作成し、認知症支援に活用しております。

そして、認知症の方や家族の方は大変な思いで介護を受けて、介護を行っております。どうしても介護負担が増えることでいらいらし、不適切な介護を行ってしまうこともあります。地域包括支援センターでは、高齢者虐待対応にて高齢者の安全確保や擁護者支援を行い、原因を解決することで再発防止に努めております。

続きまして、基本法が成立したことにつきまして答弁させていただきます。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、これまでの新オレンジプランや認知症施策推進大綱などに基づいて実施されてきましたが、今後は認知症基本法によって施策の持続性を担保されるようになると思います。法律の施行期日等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内での施行となっており、国及び北海道が策定すべく、認知症施策推進基本計画との整合性を図りながら、認知症の理解増進や社会参加の機会など、これまで行ってきた施策を充実させ、より本人や家族の意見が反映できるような体制を整えたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 私も認知症の方の相談を受けまして、戸惑いながら対応して、今回はこの認知症のこの質問をしたわけですがけれども、調べていくと、本当に三笠市の対応、こんなにやっていたのかと、私は改めて思っています。特に、家族の支援も含めて様々な対応が考えられて、私の認識不足を大変反省しております。

とにかく私も相談者から、いろいろ大変戸惑った患者がたくさんおまして、この今言った認知症サポーター養成事業、これは大変重要だなと思っておりますけれども、もう一度850人も受けて、私が議員になる前に、議員さんも講座を受けたということで、簡単な内容とか、講座時間とか、それから今出向いてと言っていましたけれども、その対象に関係して、もう一度、すみません、よろしく申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 保健福祉課長。

◎保健福祉課長（成田正文氏） 認知症サポーター養成講座なのですが、内容的には、まず認知症の原因となるような病気の理解、その後、認知症となった場合は、どういったところに相談したらいいか。認知症となったときには、どういったところに受診したらいいかだとか、そういったことのまず基本的なこと、あと認知症の症状の理解。認知症といいますが、いろんな症状がありまして、記憶力障害だとか、見当識障害だとか、あとその症状によって、症状が中核症状があった中で、その周辺症状的なものあったりとか、そう

いったことの勉強をします。あとは認知症の方に対して、どのように接したらいいかとか、認知症の家族の方はどのような思いをしてるかとか、そういったことの講座をして、認知症の理解をしてもらおうという内容になっております。時間的にしましては、およそ1時間半のカリキュラムになっております。

あと、出向いてということだったのですが、うちの地域包括支援センターのほうで随時定期的にまず開催しているのがあるのですが、その時間に合わなければ、最少人数、1人でも、2人以上でも個人のお宅にでも、あといろんな集会、サロンだとか、町内会だとか、そういったところにうちのセンターの職員が出向いて、講座を開催するというようなことをやっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 大変よく分かりました。

まず、とにかく認知症の疑いのあるときには、地域包括支援センターに行って、そういう認知症初期集中支援チームの判断を受けるということですね。大変すきっとした流れがあると思います。

今回、認知症基本法が制定された後で、ここではこの第1章9条に認知症の日とか、認知症月間が定められているということで、三笠市としては、今後、今回充実させてということで、私もそのとおりだなと思っております。ちょっと情報を見たのですが、大体三笠市でやっていること、うまく、またもっともっと有機的にやっていけば、この基本法には合うかなと私は思います。

ただ、私のように知らない人が結構いるということが問題なので、ぜひこの9月の認知症月間、それから9月21日が認知症の日だということを、これから来年からでも構わないと思いますので、ちょうど今月は9月なので、この質問をして認知症の月間の代わりという形で、私自身で心に留めて、認知症については、市と一緒にまた私も啓発していきたいと思っております。

認知症については以上です。

◎議長（武田悌一氏） それでは次に、奨学金について答弁願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから市の奨学金返還支援制度の今後の取組等につきまして、答弁させていただきたいと思っております。移住・定住関係絡めた御質問になっていきますので、その辺御答弁させていただければと思います。

御承知だと思いますが、移住・定住制度につきましては、平成23年から開始しまして、29年には遠距離通勤助成事業、それから平成30年度に結婚新生活支援事業、さらに先ほども須河議員のときに出てきた事業でございますけれども、シングルマザーサポート事業、そして令和2年度に、さらに子どもの医療費助成事業と幼稚園副食費助成事業等を追加し、そして今年度には、新たに中学校生徒の給食費無償化を事業化しまして、移

住・定住の促進に努めているというところでございます。

成果としましては、制度利用の有無にかかわらず、転入者が平成23年度以降令和4年の12月末になりますけれども、3,686人転入していただいているほか、合計特殊出生率の増加、それから社会動態もプラスに転じたということなど、移住・定住施策の効果が私どもとしては現れているのかなと思っております。

そこで、御質問のありました奨学金返還に関わる支援制度でございますが、この制度につきましては、国の総務省と文科省が連携しまして、奨学金を活用した若者の地方定着促進としまして、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と並行しまして、国において制度化されたものでございます。

先ほど、浅尾議員から空知管内2市1町と御発言あったのですが、私どもは国のホームページを見て確認しましたら、令和4年6月1日現在で、空知管内の市町で8市町が実施しているところでございます。ちょっと内訳を申し上げますと、重複するところございますが、深川市が人材確保を目的としてやっております。それから栗山町、それから北竜町、これも人材確保です。先ほど申し上げた夕張市、それから赤平市、歌志内市、芦別市、上砂川町、そして最後に沼田町が人材確保を目的に制度を実施しているところで押さえているところでございます。

そこで、実際制度を導入しています空知管内の今申し上げた自治体にお伺いしたところ、実績がある自治体でも多いところで4人ほど利用でありまして、その中には市外に住所のある方の利用もあると、そのようなことで伺ったところでございます。

当市におきましては、先ほど浅尾議員からありましたが、昨年9月の議会で一般質問あってお答えしたとおりですけれども、市立病院で看護師の修学支援資金制度を設けまして、看護師の人材確保に努めているところでございますが、そのほかの当市における必要な人材や資格に関わる支援については、そのとき御答弁しているとおおり、引き続き今検討を進めているところでございます。今後も空知管内で増えつつありますので、そこは検討していきたいと考えているところでございます。

また、国が進めているこの奨学金を活用した若者の地方定着促進事業については、これ公務員として就職する方は、この支援対象から外されているものでございまして、当市としましては、本事業を導入した際に、より効果を発揮するためには、まず地元でやっぱり働く場の確保が大事な要素であると考えております。

第9次総合計画の策定時にアンケートを、これ令和2年の11月のアンケートになるのですけれども、高校生を対象にしたアンケートを実施しましたところ、市外に移り住みたい理由をお聞きした中で、多く回答があったのが、まず38.5%あったのが、働く場が少ないと。加えて36.5%あったのが、希望する仕事がないというような回答を受けました。地元で働く場の確保についてはまちの活性化が、再三になりますが、必須であると考えておりますので、4大プロジェクト、特に石炭地下ガス化水素製造事業、それから農業等をはじめとした産業の活性化に全力で取り組むように、引き続き地元で働く場の確保

に努めてまいりたいと思います。

それと並行しながら、議員おっしゃったこの奨学金支援制度について、ほかのまちの動向も含めて、研究、検討してまいりたいと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 私のほうは、企業の代理返還の部分をお話しさせていただきます。

浅尾議員が登壇で制度的な中身は御説明していただいたとおりでございますけれども、この制度2021年4月に制度改正ということで、それ以前は、企業が奨学金の部分を支援した部分がやっぱり給料、要は所得税の課税対象になっていたという部分で、所得の課税対象になれば、やっぱり企業も従業員もそれぞれ税金だとか社会保険料、その辺が負担が増えていたという部分が、制度改正によって負担減につながる可能性が出たということでございます。先ほど議員もおっしゃったとおり、やっぱり企業側として採用活動のPRへの利用だとか、社員の定着率の増加という部分が期待されるというものでございます。

ただ、企業側もこの導入に当たっては、雇用の形態、それから勤続年数だとか、支援金額、その辺でしっかり会社の規定に沿ってやらなければいけないと。その辺の作成だとか、あとは支援している方の離職だとか、休業に対する細かい制度設計が必要だということで、この辺も企業としては慎重な準備も必要なのかなというふうに思います。

現在、日本学生支援機構のホームページで、記載されております代理返還を実施している企業というのは多くあるのですが、その中には三笠の企業はまだ入っておりませんが、実際、三笠の企業としては、岡山にあります田端本堂カンパニー、こちらのほうは2022年4月から制度を導入しているということでございます。ただ、現在のところでは、利用者はゼロということですが、これもやっぱり人材不足対策の一環として企業として進めたということでございます。

やはり建設業だとか製造業、人手不足が深刻化しているということで、本制度につきましては、やはり求人だとか離職防止の効果も制度的には期待されるということでございますので、少しずつ導入する企業が増えてきてございます。今後、市としましても、それぞれの企業、団体と懇談の際に、PRだとか、各種媒体、ホームページ含めて周知させていただきながら、あと現在、雇用の情報発信、人が欲しいよといったときに、市としても広報だとか、いろんなところでPRしている部分もございます。その企業とそのときにいろんなお話ししますので、その際にこういう制度がありますよと、導入したらいかがですかというようなことも含めて、やっていきたいなというふうに思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 企業には、もう既に進めてくれたということでですね。これからもね。田端本堂は聞いて分かりました。ありがとうございます。

言うは簡単で、なかなか事務も大変だと思うのですけれども、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。とにかく、今聞いたら、8市町もやっているということだったのだけれども、できれば、今、千歳にできるラピダスとか、うちの4大プロジェクトに関しても、どのように変わってくるかも分かりませんので、準備だけしておいたほうがいいのかということでは思っております。いざというとき、それがまた一つの大きな起爆剤になる可能性も秘めておりますので、ぜひ取組のほうは前向きに考えていただければと思っております。

以上で、私の質問終わります。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 答弁の中で、私、研究、検討したいということで申し上げましたが、これ制度上、特別交付税で措置されるものです。全額措置されるものではなくて、やはり半分、自治体の負担になります。全員が大学行くわけでもないですし、そういう額は小さいというふうになりますけれども、全体的に長く途中でやめるというのなかなか難しいと思いますので、その辺もしっかり私どもは財政的なことも考えて、検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） すみません。0.5というか、2分の1補助というのは書いてありましたけれども、方向性としては全額補助のほうにきっと今向かう体制になると思いますので、またそれも含めてぜひやっていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 終わりですね。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

◎日程第15 議案第53号から議案第59号までについて

（総合常任委員会付託）

◎議長（武田悌一氏） 日程の15 議案第53号から議案第59号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第59号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第16 認定第1号から認定第7号までについて（特別

委員会付託)

◎議長（武田悌一氏） 日程の16 認定第1号から認定第7号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方、御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第7号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり9人を指名したいと思いを。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、9月15日から9月21日までの7日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

9月15日から9月21日までの7日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これをもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時38分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員